

# 令和7年度 全国水道主管課長会議

令和7年4月22日開催

## 目次

水道事業課の取組 .....	4
(1) 水道の基盤強化水道の基盤強化、分散型システム及び水道事業予算の適切な執行等 .....	4
(2) 広域連携の推進 .....	5
(3) 官民連携の推進 .....	6
(4) 水道事業における DX 技術活用の推進 .....	7
1) 水道事業における DX 技術の活用 .....	7
2) 水道情報活用システム .....	9
(5) 水道事業の認可等 .....	9
1) 事業認可等に係る留意事項 .....	9
2) 河川法協議 .....	12
3) 事業評価の適正な実施 .....	13
(6) 水道事業者等への指導監督 .....	14
1) 立入検査 .....	14
(7) 給水装置の適切な管理 .....	15
1) 鉛製給水管の適切な対策 .....	15
2) 水道分野のスマートメーターの推進について .....	15
3) 給水装置工事主任技術者の水道法違反行為による免状返納命令について .....	15
4) 所有者不明私道への対応ガイドライン（第2版）について .....	16
5) 給水装置工事における誤接合の防止について .....	16
6) 寒波による給水装置の凍結及び断水被害の防止 .....	17
7) 給水装置工事の技術力（技能を有する者）の確保について .....	17
8) 指定給水装置工事事業者に対する優良事業者表彰制度について .....	18
9) 災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について .....	18
(8) 環境・エネルギー対策 .....	18
1) 気候変動と緩和策・適応策の関係～ .....	18
2) 水道事業における主な気候変動関連施策等～法律・計画・指針・マニュアル・研究調査等～ .....	19
3) 水道施設における地球温暖化対策 .....	19
4) 省エネルギー・再生エネルギー設備の導入促進施策 .....	19
5) 水道事業の脱炭素化に向けた将来像（素案） .....	20
6) 廃棄物・リサイクル対策について .....	20
7) 参考「水道システムの CO2 削減ポテンシャルの推計とその手順の提案」について .....	20
(9) 水道事業等に関する理解向上について .....	20

(10)	その他.....	21
1)	水道施設整備費に係る歩掛表について.....	21
2)	第三次・担い手3法について.....	22
3)	建設キャリアアップシステムについて.....	22
4)	東日本大震災復旧・復興状況等.....	23
5)	国庫補助事業の適正な執行について.....	25
<b>官房参事官（上下水道技術）の取組.....</b>		<b>26</b>
(1)	官房参事官（上下水道技術）の業務について.....	26
(2)	令和7年度上下水道予算について.....	26
(3)	国土強靱化実施中期計画（素案）について.....	26
(4)	技術開発及び新技術の実装推進について.....	26
(5)	下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会について.....	26
<b>水道計画指導室の取組.....</b>		<b>28</b>
(1)	適切な資産管理の推進（老朽化、耐震化等）.....	28
1)	水道施設の点検を含む維持・修繕について.....	28
2)	水道施設台帳の整備について.....	29
3)	水道施設の計画的な更新について.....	30
4)	水道施設の耐震化について.....	31
5)	国土強靱化について.....	34
6)	埼玉県八潮市での道路陥没事故も踏まえて検討することとしている。.....	35
(2)	災害対策・危機管理.....	35
1)	自然災害の発生状況と各種対策.....	35
2)	災害対策.....	36
3)	災害査定時の留意点.....	37
(3)	令和6年能登半島地震.....	37
(4)	経済安全保障・サイバーセキュリティ対策.....	38
(5)	水道水質管理.....	39
1)	水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査の結果について.....	39
2)	水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について.....	40
3)	水道におけるPFOS及びPFOAに関するお願い事項について.....	40
(6)	水資源開発関係の動向.....	42
1)	水資源開発関係の動向について（水資源開発基本計画）.....	42
<b>環境省水道水質・衛生管理室の取組.....</b>		<b>43</b>
(1)	水道水質基準.....	43
1)	水質基準制度の円滑な施行.....	43
2)	水道水質の向上.....	43
<b>企画管理指導室の取組.....</b>		<b>45</b>
(1)	水道経営（水道料金、水道カルテ）.....	45

1)	水道料金の改定状況について .....	45
2)	令和5年7月6日水道課長通知について .....	45
3)	水道カルテについて .....	46
<b>上下水道企画課の取組 .....</b>		<b>47</b>
(1)	上下水道政策の基本的なあり方検討会について .....	47
1)	概要 .....	47
2)	審議事項 .....	47
3)	これまでの経過 .....	47
4)	今後の予定 .....	47
(2)	「水」道場について .....	47
(3)	災害対策基本法等の一部を改正する法律案について .....	48
<b>上下水道国際室の取組 .....</b>		<b>49</b>
(1)	国際貢献 .....	49
1)	水道分野における国際貢献の背景 .....	49
2)	水道分野における国土交通省国際業務の貢献 .....	49
3)	水道分野における国際協力 .....	49
4)	水道産業の国際展開（水ビジネスの推進） .....	50

# 水道事業課の取組

## (1) 水道の基盤強化水道の基盤強化、分散型システム及び水道事業予算の適切な

### 執行等

日本の水道は、98.2%（令和5年度末時点）の高い普及率に達し、多くの地域において唯一無二の水供給手段となっている。その一方で、水道施設の老朽化の進行、耐震化等災害対応の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱、計画的な更新のための備えが不十分といった課題に直面し、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の基盤強化を図ることが重要である。

これらの課題への制度的対応として、平成30年12月に水道の基盤の強化を図るための施策の拡充を内容とする「水道法の一部を改正する法律案」が成立し、令和元年10月1日に施行された（令和4年10月1日完全施行）。改正水道法では、法の目的を「水道の計画的な整備」から「水道の基盤の強化」に改めるとともに、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進、指定給水装置工事事業者制度の改善について規定している。令和元年9月30日には、水道の基盤を強化するための基本的な方針を告示した。

各水道事業者等におかれては、国民生活や社会経済活動に不可欠な水道水を供給する主体として、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めるようお願いする。また、水道施設の適切な資産管理を進め、長期的な観点から計画的な更新を行うとともに、その事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するなど、水道事業等の将来像を明らかにし、需要者である住民等への情報提供に努めるようお願いする。

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、水道整備・管理行政が厚生労働省から、国土交通省等へ移管されたことも踏まえ、下水道に関する実務経験を含める等の見直しが行われ、令和7年4月1日に施行された。改定のポイントは次のとおり。布設工事監督者に関しては、①実務経験年数に水道以外の分野の実務経験年数を算入可能になること、②学歴・学科要件において、「機械工学」や「電気工学」といった「土木工学科」以外の課程が追加になること、③国家資格である1級土木施工管理技士を新たに布設工事監督者として位置づけること、さらに、④小規模の水道事業者及び水道用水供給事業者（簡易水道事業、給水人口5万人以下の水道事業及び1日最大給水量2.5万m<sup>3</sup>以下の水道用水供給事業）の技術上の実務経験年数を簡易水道事業者と同等に見直すことが、見直しの要点となっている。水道技術管理者に関しては、布設工事監督者の④と同様に、知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者の技術上の実務経験年数を簡易水道事業者と同等に見直すこととした。

また、今後の人口減少社会への対応や、災害時の活用も含めた、災害に強く持続可能な上下水道としていくことが重要。この分散型システムについては、近年新しい技術が開発されてきており、こうした技術の処理性能の信頼性や維持管理のあり方、設置・運転のコスト、料金設定の考え方などを検証するため、令和6年度補正予算を活用して、珠洲市において技術実証を行うこととしている。国土交通省としては、こうした取組も踏まえ、これまでの水道システムと分散型システムを適切に組み合わせることで、強靱で持続可能な水道システムを構築できるよう取り組む。

運搬水については、水道事業者が水道事業として実施する場合については、運搬先の集落等の水道施設における水道法の適用（水道法第4条及び第5条）は当然に受けることとなる。水道システム上、取水から配水までの施設について一部設けないことも可能であることから、水道事業者が水道事業として実施する場合については、認可は不要である。

運搬水を水道事業者が実施する場合であっても、水道法第10条第1項に規定する事業の変更に該当しない場合には、運搬水を行うに当たって、特段水道法に基づく変更認可等の行政手続きは発生しない。

そのほか、水道施設整備費や防災・安全交付金等を活用して基盤強化の取組を推進するとともに、積極的な補正予算の活用、予算の早期執行、不用額削減に努めていただきたい。

- ・水道法の改正について

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf\\_seisakunitsuite\\_bunya\\_topics\\_bukyoku\\_kenkou\\_suido\\_suishitsu\\_index\\_00001.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_seisakunitsuite_bunya_topics_bukyoku_kenkou_suido_suishitsu_index_00001.html)

- ・水道の基盤を強化するための基本的な方針

<https://www.mlit.go.jp/common/830005056.pdf>

## (2) 広域連携の推進

1,304の上水道事業の内、給水人口5万人未満の中小規模の事業者は1248と多数存在している（令和4年度水道統計）。人的体制や財政基礎が脆弱な中小規模の水道事業者においては、単独で事業の基盤強化を図り、将来にわたり持続可能な水道事業を運営することが困難となりつつあるため、職員確保や経営面でのメリット、施設の統廃合・共同化などにつながる広域連携の手法を活用することが有効である。これまでも、国土交通省では、水道ビジョン（平成16年）や新水道ビジョン（平成25年）の策定、財政措置等により、広域連携の推進を図ってきた。今後とも改正水道法に基づき、各都道府県には、推進役として広域連携のより一層の推進をお願いする。

改正水道法においては、広域連携の推進に関し、以下の事項について規定している。

- 都道府県は水道事業者等の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならない。
- 国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めること。
- 都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができる。なお、改正前の水道法第5条の2第1項の規定に基づく広域的水道整備計画は、水道基盤強化計画と発展的に統合することとする。
- 都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする広域的連携等推進協議会を設けることができる。

都道府県は、令和5年度末までに策定された「水道広域化推進プラン（以下、「プラン」という。）」に基づく取組を推進する役割を担うものであることから、水道事業者等である市町村等との協議に当たって、プラン策定に際して構築した広域化に関する検討体制を活用するなど、調整機能を発揮していただきたい。その際、プラン策定に引き続き、市町村財政担当課や水道行政担当課、水道事業等を経営している企業局等の関係部局が参加する一元的な体制を継続することが望ましい。

水道事業者等である市町村等は、都道府県とともに、プランを踏まえて水道事業等の広域化に係る検討を行

い、これを踏まえたアセットマネジメントに取り組むとともに、検討結果を令和7年度までの経営戦略の改定の際に反映していただきたい。

都道府県においては、当該地域の経営条件の変化や広域化に関する具体的な取組の進捗状況等も踏まえつつ、更なる広域化の取組が考えられないか検討いただきたい。その際、プランの策定時と同様、広域化の効果をシミュレーションし、比較検討することが重要である。その上で、検討の結果を踏まえ、適宜プランを改定又は水道基盤強化計画の策定を検討いただきたい。プランを改定した場合にはそれを公表し、積極的に住民に周知を図り、都道府県及び市町村等の議会へ説明するとともに、遅滞なく総務省及び国土交通省に報告いただきたい。水道事業者等である市町村等は、更なる広域化の取組に関する都道府県の検討等に引き続き御協力いただきたい。

#### (参考) 簡易水道事業数の状況

簡易水道事業は、平成19年度から平成28年度を期限とした簡易水道施設等整備費補助（令和元年度までに延長）による統合推進政策により、令和元年度までに全国的な事業統合の動きがあった。

簡易水道事業の認可数は平成12年度に8,979、平成19年度に7,413であったが、令和3年度までに2,376と平成12年度から約73.5%減少した。

簡易水道事業は、都道府県によって事業数、給水人口規模、民営・組合営の数など大きく異なるという特徴がある。具体的には、給水人口が5,000人以下の市町村が多数ある都道府県、その中に民営・組合営の簡易水道も多数ある都道府県などが存在する。

簡易水道事業にあつては、市町村内の統合や市町村間の広域連携など、将来を見据えた基盤強化にかかる検討を進めていただきたい。

### (3) 官民連携の推進

給水人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域化を行うとともに、多様な官民連携の活用を検討することが求められている。官民連携は、単に経費節減の手段としてではなく、水道事業の持続性、公共サービスの質の向上に資するものとしても捉えるべきであり、水道事業及び水道用水供給事業を担う地方公共団体においては、それぞれの置かれた状況に応じ、長期的な視点に立って、優れた技術、経営ノウハウを有する民間企業や、地域の状況に精通した民間企業との連携を一層図っていくことが、事業水道の基盤強化に有効な方策の一つとして考えられる。

改正水道法に基づき令和元年9月に策定された「水道の基盤を強化するための基本的な方針」においても、官民連携について「水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つ」としたうえで、「官民連携の活用」の目的を明確化した上で、地域の実情に応じ、適切な形態の官民連携を実施することが重要としている。

水道事業及び水道用水供給事業における官民連携には、個別の業務を委託する形のほか、複数の業務を一括して委託する包括業務委託や、水道の管理に関する技術上の業務について、水道法上の責任を含め委託する第三者委託、DBO、PFI、コンセッションなど様々な連携形態がある。

さらに、令和5年6月2日に公表された「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」では、水道、下水道及び工業用水道分野において、コンセッション方式と、同方式に準ずる効果が期待できる管理・更新一体マネジメント方式を総称するものとして、新たにウォーターPPPが定義された。

そこで、ウォーターPPPに関する基本的な考え方を示すため、「水道事業における官民連携に関する手引き」を令和6年3月に改訂した。また、ウォーターPPPについて、水道事業者等からの質問をもとに作成したQA

集を示した。水道事業者等におかれては、ウォーターPPPを含む官民連携の検討に際して、本手引き等を活用いただきたい。

国土交通省としても、ウォーターPPPは、職員不足、施設老朽化、水道料金・下水道使用料収入減少等、地方公共団体が抱える様々な課題を解決するための一つの有効な手段と考えており、上下水道事業・経営の持続性を向上させるための大きな転換点として捉えていただき、前向きな導入検討の開始をお願いしたいと考えているところ。

また、上下水道分野が連携したウォーターPPPとすることで、例えば、次のような効果・メリット等を期待しうると考えられる。

- ・ 事業規模拡大による民間事業者等の参画や創意工夫の促進
- ・ 運転監視、保守点検等の共通化による費用の縮減
- ・ 薬品等の一括購入による費用の縮減
- ・ お客さま窓口の一元化による住民等の利便性向上 等

水道分野のウォーターPPP導入検討に際しては、適宜、下水道分野との連携についても前向きにご検討いただきたい。

#### 【上下水道一体のウォーターPPP推進に向けた取組み】

- ・ ウォーターPPP導入検討費補助（令和5年度補正予算から）では、コンセッション方式、他地方公共団体連携（広域・共同）のほか、他分野連携（上下水道一体等）について、上限額等のインセンティブを設定
- ・ 防災・安全交付金等について、上下水道一体でのウォーターPPP内の改築・更新等整備費用に対し、重点配分（令和6年度から）
- ・ ウォーターPPPのガイドラインに上下水道一体の契約書のひな形等を追加
- ・ 上下水道一体のPPP/PFI（官民連携）ならではの効果・メリットや導入検討上のポイント・留意点等をまとめ、ガイドライン等の内容の充実に向けて調査・検討（継続）
- ・ 上下水道一体での官民連携推進協議会/PPP/PFI検討会の実施

官民連携の推進については、民間企業の技術・経営ノウハウ及び人材の活用により、水道施設等の維持・管理、運営等の向上を図り、水道事業の基盤を強化していく上で有効な方策であることから、水道事業者等におかれては、各々の事業のあり方を踏まえた上で、多様な形態の官民連携の活用を一層検討されるよう取り組んでいただきたい。

また、水道事業者等と民間事業者の交流の場である官民連携推進協議会は、令和7年度以降もニーズに応じて柔軟に開催する予定であるため、積極的な参加をお願いする。

## (4) 水道事業におけるDX技術活用の推進

### 1) 水道事業におけるDX技術の活用

#### 1 水道事業におけるDX技術の活用の概要

水道事業は、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化、職員数の減少などのさまざまな課題に直面しており、将来にわたる安全で良質な水道水の供給の確保、安定的な事業運営のためには、市町村の垣根を越えた広域連携などを通じた水道事業の運営基盤の強化とともに、水道事業の業務の一層の効率化・高度化を図る必要がある

る。

しかし、水道施設の点検・維持管理面は人の手に大きく依存しており、とりわけ離島や山間・豪雪地域といった地理的条件の厳しい地域にある水道施設の維持管理には、多くの時間と費用を要しているほか、災害時には漏水箇所の特定に時間を要していることも課題となっている。

このような中で、水道事業における CPS/IoT などの DX 技術を活用することで、自動検針や漏水の早期発見といった業務の効率化に加え、現在のシステム・事業の枠組みを超えた情報の利活用を見据えた共通化・標準化の効果、ビッグデータの収集・解析による配水の最適化や故障予知診断などの付加効果の創出が見込まれ、水道事業の基盤強化につながるものと考えられる。

## 2 上下水道 DX 技術カタログ

上下水道施設の老朽化や管理に精通した熟練職員の減少などが急速に進む中、将来にわたり上下水道サービスを提供し続けるためには、デジタル技術を活用し、メンテナンスを高度化・効率化させる上下水道 DX の推進が重要である。

令和 6 年 7 月に岸田総理（当時）から、「メンテナンスの効率化を抜本的に向上させることが可能となる上下水道 DX 技術のカタログを本年度中に策定し、今後 5 年程度で標準装備を進めていきたいと考えています。」と発言があった。

そこで、上下水道施設のメンテナンスの高度化・効率化に向けたデジタル技術の導入を後押しするために、「上下水道 DX 技術カタログ」を策定し令和 7 年 3 月に公表した。本カタログは、上下水道施設のメンテナンスの高度化・効率化に資するデジタル技術のうち、「点検調査」、「劣化予測」、「施設情報の管理・活用」等に活用できる技術を掲載対象としており、既に実用化され国内で導入実績のある 119 技術をとりまとめたものである。

第 9 回デジタル行財政改革会議（令和 7 年 2 月 20 日）では、石破総理から「人工衛星データやドローンなどを用いた漏水検知、地中の管路内部の点検等の DX 技術について、今後 5 年程度で全国で実装するという目標を大幅に前倒しし、できる自治体から速やかに実装を進め、3 年程度で全国で標準実装できるよう取り組んでください。」と指示があった。

デジタル技術の速やかな実装に向けて、カタログを積極的に活用し、デジタル技術の導入検討をお願いしたい。

○上下水道 DX 技術カタログ

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply\\_sewerage/jyouge\\_dx/index.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply_sewerage/jyouge_dx/index.html)

（公開先 QR コード）



## 3 上下水道 DX 推進事業

CPS/IoT などの先端技術の活用により事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るなど、先端技術を活用して科学技術イノベーションを指向するモデル事業について、「水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業」（生活基盤施設耐震化等交付金）による財政支援を平成 30 年度より実施してきた。

令和 6 年度より、新技術を活用した業務の効率化や付加価値の高い上下水道サービスの実現を図る事業で新技

術を活用した上下水道の設備と併せて整備する施設の整備に要する経費に対して補助を行う事業（上下水道 DX 推進事業）を創設した。本モデル事業の趣旨に合致する事業を実施予定の水道事業者等においては、適宜、ご活用いただきたい。

## 2) 水道情報活用システム

### 1 水道情報活用システム

水道部門における DX の導入・普及に向けて水道事業に関するデータを横断的かつ柔軟に利活用できるよう、システムの各構成要素の仕様が標準化された仕組みである「水道情報活用システム」の社会実装に向けた取組を進めてきた。水道事業者等が水道情報活用システムの意義を適切に理解し導入を検討できるよう「水道情報活用システム導入の手引き」を平成 31 年 4 月に策定・公表したとともに、後述する水道情報活用システム導入支援事業の募集にあわせて「水道情報活用システム等に係る QA 集（令和 2 年 12 月版）」等を作成し、周知を図ってきている。また、令和 5 年度に厚労省水道課もオブザーバーとして参画して、水道情報活用システムの普及展開を目的として情報処理推進機構（IPA）により水道情報活用システムに係る事例集・ガイドブックをとりまとめ、令和 6 年 4 月に公表されているので、適宜ご参照いただきたい。

#### ○水道情報活用システムに係る事例集・ガイドブック

<https://www.ipa.go.jp/digital/dx/suidou-case-study-guidebook.html>

### 2 水道情報活用システム標準仕様の管理・改定に係る取り組み

水道情報活用システムの標準仕様は、令和 2 年度より以下の管理・改定の体制が構築されており、関係者からの要望・提案等を受け、改定等を継続的に行うこととしている。

当省としても、引き続き、水道情報活用システムによる水道の基盤の強化が図られるよう、技術的支援に努めていく。

## (5) 水道事業の認可等

### 1) 事業認可等に係る留意事項

水道法に基づく事業（変更）認可又は届出（以下「認可等」という。）、及び事業の休止又は廃止（以下「休廃止」という。）については、令和元年 9 月 30 日付けで改訂した「水道事業等の認可等の手引き」（以下「手引き」という。）において、認可等及び休廃止に際しての留意事項及び申請書審査上の基本事項を示している。この手引きに十分留意しつつ、地域の実情、歴史的な沿革等、それぞれの実態を踏まえて適切に取り組みたい。

認可等及び休廃止の申請にあたり国土交通省との間で行われる事前協議に要する期間には、十分に余裕をもって取り組んでいただくようお願いする。なお、申請及び届出に係る様式は国土交通省 HP からダウンロードが可能である。

#### ○水道事業等の認可等の手引き URL

<https://www.mlit.go.jp/common/830005521.pdf>

#### ○認可等の申請及び届出に係る様式 URL

認可等における事業計画の検討にあたっては、目標年次までの適正規模を踏まえた取水施設、浄水施設、配水施設の合理的な規模と配置の計画がなされ、過大すぎる施設を漫然と抱えることのないよう、十分な検討をお願いします。

特に、水道用水供給事業から受水する水道事業者（以下「受水事業者」という。）にあつては、受水計画と自己水源取水計画との関係性が不合理とならないよう、十分に調整のうえ、計画取水量を算出されたい。

さらに、広域連携や簡易水道統合等に係る案件を申請する水道事業者等にあつては、認可及び許可権者である国土交通省と都道府県の間で手続きの連携が必要となるケースがあるので、十分留意していただきたい。

また、令和元年9月30日薬生水発 0930 第7号「水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について（通知）」のとおり、水道施設におけるサイバーセキュリティ対策を強化する観点から、水道施設の技術的基準を定める省令第11の2条を改正し令和2年4月1日から施行されている。改正の趣旨及び内容を改めて確認し、適切に必要な措置を講じられたい。

#### ① 認可制度における事業規模の見直しについて

近年の水需要は、給水人口の減少等により低下傾向にあり、施設規模を縮小させる事業計画も検討する必要性が生じている。事業計画は、従前の拡張、増量を目的とした施設整備から、適正規模での施設の再構築による更新や耐震化を含めた強靱な水道整備のあり方を盛り込んだ内容へと転換していく時期にある。

水道事業の認可制度は、認可された給水区域、給水人口及び給水量の範囲内において事業の経営を行う権限を付与したものと解されており、事業の変更認可は水需要等が増加する場合に受ける仕組みが取られ、給水に支障のない範囲において、水道事業者が当面の給水量、給水人口等を認可値よりも小さく設定して事業を運営することは差し支えないとされている。

水道事業者等においては、水需要や更新需要等の長期的な見通しを踏まえ、地域の実情に応じ、水の供給体制の適切な規模への見直し（施設の統廃合を含む）について検討を進めていただくようお願いする。なお、ダウンサイジング（浄水場、水源等の休止・廃止等）に伴う事業の変更については、変更認可を要しない場合があり、変更認可等の条件の詳細については、手引きをご確認いただくようお願いする。

#### ② 認可等における水需要予測の簡素化について

認可等の際には、水需要予測等に基づいて事業規模が設定され、事業計画が立てられている。国土交通省では、その事業計画が確実かつ合理的であることを確認するため、水需要予測の妥当性に係る審査等によりその事業規模が合理的であることについて確認しているところであるが、前回の需要予測の確認等の申請年度から10年以内であること等の一定の条件に該当する場合には、予測のための作業重複を避けるため、水需要予測を「簡素化」できるとしている（平成22年3月25日事務連絡）。

また、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）に基づき、平成28年度以降の認可等にあたっては、給水区域の拡張に係る認可等の際においても一定の条件に該当する場合には水需要予測を簡素化できるとし、手引きを改訂している（平成28年3月28日事務連絡）。

なお、「簡素化」の取り扱いについては、前回認可等の水需要予測の結果を「そのまま」用いることとしているところであるが、前回認可等の水需要予測の結果から、僅かな修正が必要な場合もありうることから、「そのまま」用いるのみでなく、前回認可等の水需要予測に、社会的要因や予測と実績の僅差分を補正する等して、新たな水需要予測とする場合についても、「簡素化」として取り扱うこととしているので、ご留意いただきたい。

### ③ 軽微な変更及び全部譲り受けのいずれにも該当する場合の手続きについて

水道法第 10 条第 3 項では、第 1 項第 1 号（その変更が国土交通省令で定める軽微なものであるとき）、第 2 号（その変更が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき）のいずれかに該当する場合には、事業の変更の認可を要しない軽微な変更による届出（以下「届出」という。）を行うことを規定している。上記の各号の両方に該当する場合については、制度の創設時に想定されていなかったものの、近年、その事例が生じている。このため、両方に該当する場合についても届出として取り扱うこととする。ただし、法第 10 条第 1 項第 1 号に該当する変更が複数に及ぶ場合には、従来どおり事業の変更の認可を要することとして取り扱う。

### ④ 分水及び区域外給水への対応について

他の水道事業者への浄水の分水及び他の水道事業の給水区域内の需要者への区域外給水（以下「分水等」という。）は、水道法上の責任の所在が不明確であるため、分水等により給水を受けている需要者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されていない。よって、分水等の関係水道事業者においては、当該需要者に支障を生じさせないことを前提に、分水等の解消に向けて計画的に取り組むことが必要である。

分水等の解消方策として、①分水等を行う水道事業者における水道用水供給事業の創設、②分水等を行う水道事業者における給水区域の拡張、③分水等を受ける水道事業者から分水等を行う水道事業者への第三者委託、④分水等の関係水道事業者における水道事業統合等が考えられる。

それぞれの事案によって、地理的条件や水道事業の形態等が当然異なるため、分水等に係る諸般の状況等を勘案した上で、関係者間で十分調整・協議し、各事案に応じた最適な方策を検討する必要がある。

なお、第三者委託制度の活用により対応した考え方及び事例を説明資料に示しているのので、参考にされたい。

### ⑤ 水道台帳の提出について

認可等を申請する際、水道事業者等（簡易水道事業除く）においては、申請した国土交通大臣又は都道府県知事に対して、水道台帳（2 部）の提出を求めているところである。（下記の参照通知にて提出をお願いしている。）

提出された水道台帳については、大臣認可又は都道府県認可であることに関わらず、国土交通省及び都道府県で 1 部ずつ保管することとしているところであり、引き続きご留意いただきたい。また、都道府県においては、都道府県に提出された認可等に係る水道台帳について国土交通省に速やかに送付するようお願いする。

#### 《参照通知》

- ・「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の留意事項について」（平成 12 年 3 月 31 日付け水道整備課長通知 衛水第 19 号）
- ・「改正水道法の施行について」（平成 14 年 3 月 27 日付け水道課長通知 健水発第 0327004 号）

### ⑥ 事業の休廃止に係る手続き及び許可基準について

法第 11 条の事業の休廃止の許可に関する手続き及び許可基準を国土交通省令で定めており、地方公共団体以外の水道事業者（その給水人口が五千人を超えるものに限る）は、事業の休廃止の許可の申請に際して、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議しなければならないこととされている。

休廃止の許可基準については、省令において「事業の休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認められるときでなければ法第十一条第一項の許可をしてはならない」とし、手引きにおいて、休廃止の許可

に際しての留意事項及び審査上の基本事項を示しているのご確認いただくようお願いする。

都道府県においては、認可等に係る審査や手続きの際、貴管内の水道事業者等に対し、水需給計画、施設計画、財政計画が十分な客観性、合理性を有しているか等について適切な指導、助言をお願いする。

なお、法第 11 条の事業の休廃止の許可は、当該一部廃止に係る事実変更の範囲で認可の内容（給水人口や給水量等）が修正されたこととなるため、事業計画等の見直しの際には、本規定を柔軟にご利用いただきたい。

○事業の休廃止に係る手続き及び許可基準 URL

<https://www.mlit.go.jp/common/830006043.pdf>

・「改正水道法等の施行について」

（令和元年 9 月 30 日付け水道課長通知 薬生水発 0930 第 1 号）

⑦ 新型コロナウイルス感染拡大時期後に水需要予測を行う際の留意点について

新型コロナウイルスの影響が使用水量の変化に影響を及ぼし得るものかどうかについては、事例収集をしつつ、その影響や使用水量の変化を注視しているところである。

地域によっては、新型コロナウイルス感染拡大時期以降に短期的に使用水量の変化が見られる事例も散見される。そのような変化が見られた際には、地域毎にコロナウイルスの感染拡大状況や生活動態、業務動態が異なることから、地域の特性、実態に合わせて、使用水量の変化に対して考察を行っていく必要があると考えている。

新型コロナウイルス感染拡大時期以降に、使用水量に変化があった際には、新型コロナウイルスによるものかどうかを見極めつつ、その変化の考察や水需要予測を行うようお願いする。判断に迷うことがあれば、国土交通省に相談されたい。

## 2) 河川法協議

① 水利権協議について

河川法第 23 条（流水の占用の許可）、第 24 条（土地の占用の許可）、第 26 条（工作物の新築等）、第 34 条（権利の譲渡）に該当する場合は、時間的余裕をもって手続きを開始いただくようお願いする。

安定水利権については、許可期限前に更新の申請をしていれば許可期限を過ぎても不許可の処分があるまでは効力は存すると解されるが、安定水利権の更新を申請する場合、水利使用規則に定められた申請期間（許可期限の 6 ヶ月前～1 ヶ月前）のできる限り早い時期に更新許可の申請を河川管理者へ提出して頂くようお願いする。また、暫定水利権については、許可期間が短期（原則として 1 年～3 年）であり、その期限が過ぎれば効力は失効するため、暫定水利権を継続して取得する場合には、できる限り早い時期に申請を河川管理者へ提出して頂くようお願いする。

また、水利権申請者と河川協議者との協議において、その他協議に支障等生じた際（ex:水需要見合いでの水利権の顕著な減量を要求され協議が整わないなど）にも、関係者に状況を確認することもできるため、そのような場合は地方整備局水道担当者に相談されたい。

② 事業統合等に伴う水利権の取り扱いについて

事業統合等を行った場合、旧事業において河川法第 23 条（流水の占用の許可）、第 24 条（土地の占用の許可）、第 26 条（工作物の新築等）により許可を得た水利権を、新事業へ受け継ぐ必要がある。その際には、河川法第 33 条（許可に基づく地位の承継）又は第 34 条（権利の譲渡）により行うこととなるが、その手続については可能な限り早い時期に河川管理者に相談していただくようお願いする。

### 3) 事業評価の適正な実施

水道に係る公共事業の事業評価については、水道管理・整備行政が厚生労働省から国土交通省に移管されたことに伴い、令和6年6月に「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」、再評価の実施方針である「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」、完了後の事後評価の実施方針である「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」を改正するとともに、「水道施設整備事業の新規事業採択時評価実施要領細目」、「水道施設整備事業の再評価実施要領細目」、「水道施設整備事業の事後評価実施要領細目」が策定された。

また、事業評価における費用対効果分析については、「水道事業の費用対効果分析マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を策定し、適宜、改訂による内容の充実を図り、これを参考に評価を実施することとしている。水道に係る公共事業の事業評価における費用対効果分析の検討には、引き続きマニュアルを参考に実施していただくとともに、マニュアルのうち「水道施設整備事業の評価実施要領」及び「水道施設整備費国費補助事業実施細目」とあるのは、適宜、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」並びに「水道施設整備事業の新規事業採択時評価実施要領細目」、「水道施設整備事業の再評価実施要領細目」及び「水道施設整備事業の事後評価実施要領細目」と必要な読替えを行った上で、適用いただくようお願いする。

#### ① 評価の対象事業・実施時期について

評価を実施する事業は、水道に係る公共事業のうち国庫補助事業及び独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）が実施する事業（国土交通大臣がその実施に要する費用の一部を補助するものに限る。）とする。ただし、維持・管理に係る事業、災害復旧に係るものは除く。

事前評価は、事業採択の適正な実施に資する観点から、事業採択前の段階において実施するものとし、事業費10億円以上の事業を対象とする。

再評価は、原則として、事業採択後5年を経過して未着手の事業及び10年を経過して継続中の事業を対象とし、10年経過以降は原則5年経過ごとに実施するものを対象とする。

事後評価は、水道に係る以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く十億円以上の費用を要することが見込まれる事業を対象とし、実施主体により事後評価が行われることを期待します。

その他、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には、適宜、再評価を実施するものとする。具体的には、実施中事業の計画変更はもとより、評価対象事業に密に関係する上位計画や関連する計画の変更、少子高齢化に伴う人口減少や生活様式の変化による水需要の変化、評価対象事業の事業費の大幅な増加や工期の大幅な延長など、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には、適宜、再評価を実施するものとする。

なお、この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、事業者が行うことを基本とするが、国土交通省が再評価の実施の必要が生じていると判断する場合は事業者に要請する。

#### ② 算定方法（年次算定法、換算係数法）の判定について

年次算定法、換算係数法による算定方法と適用事業の判定だが、水道事業の費用対効果分析マニュアルに従い、建設期間が長期（10年以上）にわたるものについては年次算定法、それ以外の場合についても、事業の特性、建設期間等を踏まえて、それぞれの算定方法の特徴にも留意した上で、算定方法の判断を行うことをお願いしたい。判断に迷うことがあれば、国土交通省水道事業課に相談されたい。

○水道事業の費用対効果分析マニュアル－本編－P.28 URL

<https://www.mlit.go.jp/common/830002957.pdf>

## (6) 水道事業者等への指導監督

### 1) 立入検査

#### ① 目的

水道法第 39 条第 1 項等の規定に基づき、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供する者に限る。）の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することを目的として実施している。

#### ② 立入検査実施状況

令和 6 年度における立入検査については、令和 6 年 8 月から 12 月にかけて、国土交通大臣認可である 442 の水道事業者及び水道用水供給事業者のうち、21 者（水道管理業務受託者 6 者を含む。）に対し実施したところである。立入検査においては、需要者の安心・安全の確保に重点を置きつつ、主として水道技術管理者の従事・監督状況等水道法に規定する事項の遵守状況、自然災害やテロ等危機管理対策の状況などを確認している。

また、健全な経営の確保の観点から、アセットマネジメントの実施状況や財政状況についても重点的に確認している。

具体的には、

- 1) 水道技術管理者、布設工事監督者等の事業の監督状況
- 2) 認可（変更認可）や各種届出状況、給水開始前検査の実施状況
- 3) 施設基準の遵守等、水道施設管理の実施状況
- 4) 健康診断や衛生上の措置等、衛生管理の実施状況
- 5) 水質検査の実施状況、水質基準の遵守状況
- 6) 水源周辺等の汚染源の把握、水質管理に伴う施設整備の状況
- 7) 自然災害やテロ等、危機管理対策の実施状況
- 8) 情報提供の実施状況や供給規程の周知等、住民対応の実施状況
- 9) 環境保全対策の実施状況 等

の項目について、適切に実施されているかを書類検査及び現地検査にて確認しており、水道の管理について技術上の業務を担当する水道技術管理者に説明をお願いしているところである。立入検査終了後は、検査員より講評を行うとともに、改善を必要とする事項については、水道法令との整合性等に応じて、文書による指摘等を行い、その改善状況について報告を得ることとしている。

適切な事業運営及び水道の基盤強化のため、法令に規定する事項が遵守できていない場合、早急な改善が必要である。改善状況については、継続的な報告を求めるとともに、改善状況の確認を含めたフォローアップを継続し実施していく。また、水道技術管理者においては、持続的な水道事業の実現のため、水道の基盤強化に向けた方針や各通知など、十分に趣旨をご理解いただいたうえで職務の従事及び職員の監督に努めていただきたい。

#### ③ 立入検査の結果について

令和 6 年度に実施した立入検査の結果については、立入検査の対象となった事業者等に通知したところであり、準備が整い次第、国土交通省のホームページで公表することとしているので、ご確認いただくとともに、当該結果を参考に各水道事業者等において適正な事業運営に取り組まれない。

## (7) 給水装置の適切な管理

### 1) 鉛製給水管の適切な対策

鉛については、その毒性等を考慮し、段階的に水道水質基準が強化されてきたが、鉛製給水管中に水が長時間滞留した場合等には、鉛製給水管からの溶出により水道水の鉛濃度が水質基準を超過するおそれがあることも否定できない。安全な水道水の供給を確保するためには、鉛製給水管に関する適切な対策が重要であり、そのため、国土交通省では、H19.12.21 水道課長通知「鉛製給水管の適切な対策について」を発出している。

令和4年度末の鉛製給水管の残存延長が約3,400 km、使用戸数が約203万件（令和4年度水道統計より）で、減少は図られているものの近年は鈍化傾向にある。

鉛製給水管が残存している水道事業者は、鉛製給水管使用者（所有者）を特定し、早期布設替の必要性や注意事項を個別に周知することや布設替計画の策定及び布設替の促進を図るとともに、布設替が完了するまでの間、鉛の溶出対策や鉛濃度の把握等により水質基準が確保されるようお願いする。周知や広報に当たっては、対策の必要性を需要者に理解いただくため、定期的かつ丁寧な説明に努め、需要者から求めがあれば、水質検査の実施等の対応をお願いしたい。また、配水管分岐部から水道メーターまでは、水道施設と直接接続していること、公道での工事を要すること、布設替により漏水を解消し有収率の向上が期待できることから、水道事業者自らが積極的に取り組むようお願いする。国土交通省としては、残存する鉛製給水管の解消へ向け、全国の水道事業者を対象とした実態調査を行い、その結果等について有識者の意見を踏まえたうえで、対応方針を本年中に取りまとめることとした。

### 2) 水道分野のスマートメーターの推進について

水道事業は、人口減少に伴う料金収入減、職員の減少、耐震化の遅れ、水道施設の老朽化など様々な課題に直面している。水道は国民生活に不可欠なインフラであり、持続可能で強靱な水道システムを構築していくためには、デジタル技術を活用し、メンテナンス効率を向上させる「水道DX」の推進が重要となる。

水道DXにおいて、水道分野のスマートメーターは、水道料金の検針業務の効率化、漏水箇所の早期発見、施設規模の最適化、データの見える化等、水道管理にとって様々な効果が期待されている。国土交通省としては、水道事業者によるスマートメーター活用に係る実証事業をモデル事業として 財政支援してきたが、未だスマートメーターの導入は、コスト等の課題から、令和4年度末時点において全国で59事業体、約3.3万台（普及率※0.06%）に留まっている。国土交通省としては、スマートメーター導入推進へ向け、先行導入している実証事業に関する詳細調査や、全国の水道事業者を対象とした導入予定調査を行い、その結果等について有識者の意見を踏まえたうえで、対応方針を本年度中に取りまとめることとした。

### 3) 給水装置工事主任技術者の水道法違反行為による免状返納命令について

給水装置工事主任技術者が水道法に違反した際、水道法違反の事実が明白かつ重大で、水道施設の機能に障害を与えるか、おそれがある場合、または過去に警告を受けているにもかかわらず故意に違反行為を繰り返した場合には、国土交通大臣及び環境大臣が給水装置工事主任技術者に対し免状の返納命令を行う※ことができることとしている。また、水道法違反の事実は明白であるが、上述の返納命令に該当しない場合には、文書による警告を行うこととしている。

※免状の返納命令は、水道事業者ではなく国土交通大臣及び環境大臣が行う処分である。水道事業者が行う指定給水装置工事事業者への処分と混同されないよう、ご留意いただきたい。

しかしながら、給水装置工事主任技術者免状の返納命令及び警告は、その事務を行う国土交通省が水道法違反の事実認定を行うに際し、水道事業者からの情報提供が不可欠である。また、給水装置工事の指定給水装置工事事業者制度を行っている場合は、指定給水装置工事事業者の違反が認められた際に、当該現場において給水装置工事主任技術者の水道法違反も発生している事例が多いため、水道法違反に該当すると思われる事案については、国土交通省への報告にご協力いただきたい。

トイレの故障・不具合などの水回りトラブルへの対応を行う事業者に関する相談が増加しており、国民より水道事業者へこうした相談があった際、費用や作業内容等を確認することや、誤って契約した場合の対応を周知されたい

#### 4) 所有者不明私道への対応ガイドライン（第2版）について

令和3年に改正された民法（令和5年4月1日施行）において、共有物（私道を含む）の管理に関し、各共有者の持分の価格の過半数で決定することができる事項の拡大・明確化や、相隣関係におけるライフラインの設備設置権等の明確化等の見直しが行われた。改正法の施行に当たり、法務省・共有私道の保存・管理等に関する事例研究会において、共有私道で発生する頻度の高い水道等のライフラインに係る事例等を踏まえ、工事の可否を判断する指針を示した「所有者不明私道への対応ガイドライン」が改訂された。

ガイドラインには、水道関係につき、例えば以下のような事例等が紹介されている。

○宅地所有者が他の土地に給水管を設置する以外方法がない場合、他の土地の所有者の同意を得なくとも、通知を行った上で、他の土地に給水管を設置することができる。これに関連して、他の土地の所有者からいわゆる承諾料を求められても応ずる義務はないことなど、改正民法の趣旨・内容を詳しく解説するコラムが設けられている。

○水道事業者が共有私道下に布設された配水管の取替工事を行う場合、改めて各共有者の同意を得なくとも、工事を実施することができる。

水道事業者においては、共有私道における円滑な水道工事の施工等に資するため、ガイドラインを活用いただき、今後の円滑な事業運営に努めていただくようお願いする。また、改正法の趣旨を踏まえ、条例等で他の土地の所有者の同意書の提出を求めること等を定めている水道事業者においては、遺漏なきよう、適切にご対応いただくようお願いする。

#### 5) 給水装置工事における誤接合の防止について

水道法施行令第5条第1項6号では、「給水装置」に「当該給水装置以外の水管その他の設備」を直接連結しないことを明記しているが、水道管と他の水管（井戸水、農業用水管、雑用水、消火栓管、地下水貯留タンク、貯水槽以降の配管等）との誤接合（クロスコネクション）に係る事故が発生している。令和2年度は、3件の誤接合事案が報告されている。

これまででも、H14.12.6水道課長通知「給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について」及びH29.9.15水道課長通知「給水装置工事における誤接合防止の徹底について」により、給水装置工事における誤接合防止についてお願いしてきたところである。水道事業者においては、給水装置工事の誤接合を防止するため、次の事項について、引き続き、徹底するようお願いする。

○水道施設の完工図その他の記録の整備。新設、改良、増設、撤去等の場合には、その都度、速やかな完工図等の修正等、常に最新の記録を整備しておく。特に、地下埋設物が錯綜している地区は、他種地下埋設物の状況が把握できるよう十分に配慮する。

- 給水装置工事主任技術者は配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合、配水管の位置の確認に関して水道事業者と連絡することとされており、水道事業者からも情報提供に努めるなど積極的に対応する。
- 水道管以外の管が布設されている地区にあつては、給水装置工事の設計・施行にあたり、埋設管の誤認の有無に特に注意を払うとともに、残留塩素の量を確認するなど誤接合がないかを確認するための適切な措置を徹底する。
- 適切な技能を有する者が従事又は監督するよう、工事事業者に対する適時、確認及び助言・指導を行う。

## 6) 寒波による給水装置の凍結及び断水被害の防止

寒波による給水装置の凍結破損により大規模な漏水が発生した場合、配水池の水位が低下し、断水に繋がる可能性がある。そのため、令和6年12月5日付け事務連絡「給水管の凍結及び降積雪による断水被害の防止に係る措置について」により、以下のように注意喚起及び対応の要請を行っている。

・寒波が予想される時は、需要者に水道凍結に関する注意喚起・広報・情報提供、水道施設の監視等による被害状況の早期把握が重要。また、多量の降積雪が予想される時には、停電に備え、自家発電設備及び燃料の確保状況の確認も重要。加えて下記の取組に努めるようお願いする。

- ①需要者に対する広報・情報提供：マスメディアとの連携や広報車、ホームページ、SNS、コミュニティFM、Lアラート（災害情報共有システム）、防災行政無線、緊急速報メール等の活用
- ②給水管の凍結防止対策や凍結時の対処方法、漏水時対応について需要者へ情報提供する。凍結防止対策には保温材による露出給水管の防護や給水管内の水抜きが有効である。
- ③空き家の給水管凍結・破損対応も十分留意する（例：凍結発生時の現地確認、水道使用実態がない家屋の止水栓閉栓等）。また、各市町村の空き家担当部局等との連携強化や日ごろからの空き家情報の把握も重要。

（参考：平成30年3月30日付け事務連絡「空き家に関する情報共有について」）

## 7) 給水装置工事の技術力（技能を有する者）の確保について

水道法施行規則第36条第2項では、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合においては、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させることとしている。また、平成20年3月21日健水発第03210001号厚生労働省水道課長通知「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」により、水道事業者に対して、適切な配管技能者の確保のため指定給水装置工事事業者へ助言・指導をお願いしている。

また、平成30年の水道法改正により、指定給水装置工事事業者の指定に5年間の有効期間が設けられることとなった。更新申請の際には、業者に対し、講習会や研修会（主任技術者向け）の受講実績や業務内容、適切な作業技術を有する者の従事状況の確認をお願いしている。

東日本大震災の津波被害地域では、大量のがれきが水道復旧の障害となり、特に各戸へ接続している給水装置の復旧作業に困難を極めた。様々な状況に対応して復旧作業を迅速かつ的確に進めるためには、幅広い知識と技能を有する工事従事者の全国的な確保が不可欠である。このような状況を踏まえて、H23.8.30事務連絡「給水装置工事の適正な施行について」において、給水装置工事で「適切に作業を行うことができる技能を有する者」の確保のために、配管技能に係る資格等を関連する規程等に明示する等の方策を推進するよう水道事業者等をお願いしている。

なお、H28.11.22 報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」では、『配管技能者として配置されるべき者の考え方について、国は改めて周知の徹底を図るべきである。』との提言がされており、R1.6.26 水道課長通知「水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入について」において、再周知を行った。

水道工事における工事事業者の技術力の確保は、災害時の復旧作業の迅速化にも大きく寄与することから、積極的な取組をお願いします。

#### 8) 指定給水装置工事事業者に対する優良事業者表彰制度について

優良事業者表彰制度は、一部の水道事業者において導入されている制度であり、表彰の選定基準としては、給水装置・配水管工事の工事実績及び成績、技術力、緊急修繕等の対応状況、処分（違反）の有無等が採用されている。

当制度の導入により、指定給水装置工事事業者の資質・技術力の向上に対する動機付けとなることから、水道事業者においては、当制度の導入を積極的な検討をお願いします。

#### 9) 災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について

令和6年能登半島地震では、水道事業者が管理する配水管が復旧した場合においても、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化しました。これは、宅内配管工事を担う地元市町の業者の数が宅内配管の被害の規模に比して少なかったことや、業者自身が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したこと等により、宅内配管の業者の確保が困難な状況となったことが主要要因とされています。

災害その他非常の場合にあって、地元の給水装置工事事業者の確保が困難となると判断されるときは、宅内配管を早期復旧するとともに、被災地における給水装置工事の適正な実施を図るため、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にすることにより、宅内配管の復旧に対応する業者を確保する必要があります。

本件に対応するためには、指定給水装置工事事業者制度を導入している各水道事業者において供給規程等を改正する必要がある場合が考えられるため、別添の記載例を参考とし、改正の要否等についてご検討いただくようお願いいたします。

#### 【供給規程の記載例】

第〇条 給水装置工事は、市（町村）長又は市（町村）長が法第十六条の二第一項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、市（町村）長が他の市（町村）長又は他の市（町村）長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

## (8) 環境・エネルギー対策

### 1) 気候変動と緩和策・適応策の関係～

気候変動問題については、予想されるその変動の一部はもはや避けられないことから、温室効果ガスの排出抑制や脱炭素化などを進める「緩和」だけでなく、気候変動が生じることを前提にその影響に備えるための「適応」の取組も非常に重要である。そのため、政府では、気候変動により想定される影響とその対応策をまとめた「気候変動適応計画」を令和3年10月22日に改定し、PDCAを確保しながら取組を一層進めていくこととしてい

る。当該計画における水道事業に係る気候変動影響としては、「水温上昇による藻類等の原水水質の悪化」「降水の時空間分布変化や融雪期のズレに伴う渇水」「豪雨災害の激甚化」等が挙げられているところであり、各水道事業者等におかれては、地域で懸念される気候変動影響を想定しつつ、水道施設の浸水災害対策や危機管理マニュアルの整備等の施策に引き続き取り組んでいただきたい。

## 2) 水道事業における主な気候変動関連施策等～法律・計画・指針・マニュアル・研究調査等～

水道事業において、「緩和」と「適応」の双方を進めていくということが重要であり、「緩和」については地球温暖化対策推進法が最も根本となる法律である。この法律に基づいて、地球温暖化対策計画、地方公共団体の実行計画、それから温室効果ガス排出削減等指針といったものが作られている。また、こちらの地球温暖化対策推進法とは別に、地域脱炭素ロードマップという方針が出されている。「適応」については、気候変動適応法と言う法律があり、政府としての気候変動適応計画あるいは地域の気候変動適応計画を作ることが規定されている。関連する研究調査等についても行われている。

## 3) 水道施設における地球温暖化対策

令和2年10月26日、第203回臨時国会の所信表明演説において、菅義偉内閣総理大臣（当時）は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、「地球温暖化対策計画」の見直しを加速するよう指示がなされた。また、日本は令和3年4月に、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに高見に向けて挑戦を続けることを表明している。その後、この新たな削減目標も踏まえた「地球温暖化対策計画」（改訂）が、令和3年10月22日に閣議決定されている。

水道事業は、全国の電力の約1%を消費するエネルギー消費（CO2排出）産業の側面も有しており、今後、より一層エネルギー消費削減に向けた省エネ等対策の促進が求められている。また、水道の50年後、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、取り組みの目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担を提示した新水道ビジョンにおいても、再生可能エネルギー・省エネルギー対策等の導入促進を求めている。水道事業におけるCO2排出削減目標は、「地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）」において2030年度までの省エネルギー量と再生可能エネルギーの発電量の導入目標量を対策指標として提示しており、それは2030年度21.6万トン-CO2削減（2013年度比約5%）相当である。しかしながら、2021年度の実績は、2013年度比1.1万トン-CO2『増』となり、このままのペースでは2030年度目標の達成は厳しい状況である。各水道事業者等においては、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策に取り組んでいただいているところではあるが、今後、更なる対策が必要な状況である。

なお、環境省では、上水道・工業用水道部門について温暖化対策推進法に基づく「温室効果ガス排出抑制等指針」を平成28年4月に公表し、当該指針に掲げる地球温暖化対策の取組内容等を解説するものとして「上水道・工業用水道部門の温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル」をとりまとめている。また、厚生労働省では、これまで「水道事業における環境対策の手引書」（平成21年7月改訂）や「脱炭素水道システム構築へ向けた調査等一式」（令和2年11月）を公表している。今後もエネルギー対策の推進を図るべく、各水道事業者等においては、当該マニュアルを参考の上、積極的なエネルギー対策の推進をお願いしたい。

## 4) 省エネルギー・再生エネルギー設備の導入促進施策

水道事業における対策促進施策としては、令和6年度から「建築物等の（ZEB）化・省CO2化普及加速事業のうち水インフラにおける脱炭素化推進事業」として、小水力発電設備やインバータ設備の導入等に加え、今まで太陽光発電設備の導入が困難であった空間ポテンシャルに対して、再エネ設備の設置方法に関する技術実証も財政

支援の対象となり、各水道事業等におかれては、再エネ・省エネ設備の導入促進に向けて積極的に活用されたい。

#### 5) 水道事業の脱炭素化に向けた将来像（素案）

平成21年7月「水道事業における環境対策の手引書（改訂版）」に記載の対策を中心とし、水道の諸課題に係る有識者検討会において紹介された技術をまとめ、水道事業の目指すべき脱炭素化に向けた将来像の素案を作成した。左から貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、給水と流れていき、各施設において導入可能性のある対策である。吹き出しの色に応じて水色が緩和策、黄緑色が適応策に関する記載である。自然流下方式による配水については、緩和、適応どちらの対策にもなりえると考え両方の色である。今後も引き続き脱炭素化を進めていくために、この将来像に記載されていない対策を含めて、各事業体の実情に合った対策を検討し必要な対策を進めるようお願いしたい。

#### 6) 廃棄物・リサイクル対策について

水道事業における環境対策の一環として、浄水発生土等の産業廃棄物の有効利用（リサイクル）は、事業全体における環境負荷低減に向けた重要な取組です。浄水発生土からの園芸土・コンクリート等への有効利用率は、令和3年度水道統計によると上水道事業及び水道用水供給事業全体で78.9%である。各都道府県、各水道事業者等においては引き続き、廃棄物の発生抑制や有効利用の取組をお願いしたい。

#### 7) 参考「水道システムのCO2削減ポテンシャルの推計とその手順の提案」について

令和5年12月25日の第8回水道の諸課題に係る有識者検討会において、国立保健医療科学院 小坂 上席主任研究官の発表に関連し、「水道システムのCO2削減ポテンシャルの推計とその手順の提案」がとりまとまった。水道事業者等に対して、このような技術文書を活用いただくことで、効率的・効果的な省エネルギー対策を進めていただくことが期待される。

### (9) 水道事業等に関する理解向上について

適切な資産管理をはじめとする、基盤強化の取組を進めるに当たっては、需要者である住民等に対して、水道施設の維持管理及び計画的な更新等に必要な財源を原則水道料金により確保していくことが必要であることを含め、収支の見通し等の水道サービスに関する情報を広報・周知し、その理解を得ることが重要である。

国においても、水道事業等の現状と将来見通しに関する情報発信等を行ってきたところだが、令和4年度には、水道事業や水道料金についてわかりやすくまとめたパンフレット「いま知りたい水道 日本の水道を考える」を作成し、ホームページに公表した。公表後、水道事業者等において様々な形でご活用いただいている。例えば、水道局の広報ホームページへの掲載、水道料金改定審議会の説明資料への活用、パンフレットの内容に合わせて水道事業者のデータを併記した資料を作成して水道週間の展示に活用する事例などがあった。

また、令和5年度も新しい広報資料「いま知りたい水道 水道工事に関わる人たち」を作成、公表した。これは、水道事業に関わる人たちにスポットを当てた広報パンフレットである。パンフレットでは、まず、水道管があらゆる所にはりめぐらされていることや、水道管を交換する必要性に触れた上で、水道工事にはどのような人たちが関わっているかという問題提起をして、導入部としている。次に、例として水道管の配管工事を取り上げ、工事に直接的に関わる人たちのみならず、間接的に関わる人たちや、水道を使用し水道料金を支払う住民等の関係者が全てつながっていることを視覚的に示す、「水道工事に関わる人たち Actor map」を掲載した。さらに、水道管の配管工事現場や水道管の製造工場働く人たちの、仕事の流れ、業務に欠かせないアイテム、現場の声、

仕事へのこだわりや難しい点などを、写真やイラストとともに紹介した。協働で制作に携わった東海大学の学生が、取材を通じて水道について知り、感じたことについて、幅広い世代の共感を得られるデザインとなるよう、工夫したものである。

さらに、令和6年度には、若年層が、水道事業の仕組みや経営等の基本的な事項、及び我が国における水道の歴史や現状を理解するとともに、将来あるべき水道のあり方やその負担について考え、議論し、同世代へ向けたメッセージをつくりあげることを目指すセミナーを2か所（城里町の水道事業者と茨城キリスト教大学の学生、長野市の水道事業者と長野県立大学の学生）で実施した。当該セミナーを通じて、水道事業者と学生が一緒に地域の水道を考えるきっかけとなる取組となった。地域の若年層を含む水道利用者との双方向コミュニケーションの取組の一つとして参考いただきたい。

水道事業者等においては、これらの資料や日本水道協会の広報ツール等も必要に応じて活用し、水道の需要者である住民等のニーズにあった、適時適切な情報発信を積極的に行っていただきたい。また、水道の需要者である住民等の意見を聴き、水道事業等に反映させる体制を構築することにも努められたい。そして、水道は地域における共有財産であるという意識を醸成することに、国、水道事業者等及びその他の水道関係者がともに努めていく必要がある。

加えて、下水道の使命を果たし、社会に貢献した好事例を表彰しその功績を称えるとともに、広く発信することで全国的な普及を図ることを目的に、平成20年度より表彰を行っている「循環のみち下水道賞」について、令和7年度より新部門「上下水道一体部門」を創設した。是非積極的な御応募をお願いするとともに、都道府県におかれては、管内市町村へ広く周知いただきたい。

## (10) その他

### 1) 水道施設整備費に係る歩掛表について

国土交通省では、水道施設整備費国庫補助金、上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費国庫補助金、生活基盤施設耐震化等交付金（水道施設に係る事業に限る）及び防災・安全交付金（水道施設に係る事業に限る）を申請する際に適用する「水道施設整備費に係る歩掛表」（以下「歩掛表」という。）について、毎年度、改定を行っている。

歩掛表は、水道工事の一般的な工種について、標準的な条件での作業量を数値化した歩掛（単位数量）や工事費の積算方法を取りまとめて掲載しているものである。水道施設整備費国庫補助金、上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費国庫補助金、生活基盤施設耐震化等交付金及び防災・安全交付金を申請する際は、原則としてこの歩掛表を用いて工事費を算出するよう、交付要綱等で定めている。上記以外の単独事業等においても、工事費を算出する際に全国の水道事業者で広く用いられている。

歩掛による積算方法であるが、工事費は、「歩掛×単価」で算出される工種ごとの金額を積上げることにより積算される。ここで、「単価」は、諸種の物価調査資料、国土交通省等の定めた公共工事設計労務単価、建設機械等損料表等による。

本年度の改定内容は以下の項目である。

- ①耐震設計歩掛の検討について
- ②ポリエチレン管の諸雑費率について
- ③既設管内配管のスペーサーについて
- ④週休2日の取得に要する費用の計上
- ⑤現場管理費の見直し
- ⑥移動時間を踏まえた積算の適正化

## ⑦フランジ継手での耐震補強金具の歩掛設定

### 2) 第三次・担い手3法について

建設業は、「社会資本の整備・管理の担い手」であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っている。一方で、厳しい就労条件を背景に、就業者数は減少を続けているところであり、建設業がその役割を将来にわたって果たし続けられるようにするためには、必要な担い手の確保に向けた対策を強化することが急務である。インフラ整備や地域づくりを支える建設業等がその役割を果たし続けられるよう、担い手の確保、地域建設業等の維持、生産性向上、発注体制の強化に係る規定を整備するため、公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第54号。以下「改正品確法」という。）により、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）等の一部改正が行われ、改正品確法は、同年6月12日に成立し、同月19日に公布・施行された。

また、処遇改善、働き方改革、生産性向上などに総合的に取り組むべく、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号。以下「改正法」という。）により、建設業法（昭和24年法律第100号）等の一部改正が行われた。改正法は、令和6年6月7日に成立し、同月14日に公布されており、原則として公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。各水道事業者等においては、公共工事等の発注者として、品確法改正の目的と基本理念を十分に理解し、適切な発注の実施を行うよう、引き続きお願いする。

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000193.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000193.html)

### 3) 建設キャリアアップシステムについて

生産労働者の年齢別賃金ピークが、製造業全体は50～54歳であるのに対し、建設業は45～49歳と、5年ほど早く到来している。これは、本人の現場管理や後進の指導育成といったスキルが適切に評価されていない可能性がある。また、建設技能者は、異なる事業者の様々な現場で日々働いているため、個人を能力評価する業界横断的な統一の仕組みが存在せず、本人のスキルアップが処遇の向上にはつながっていないという業界の構造的な問題がある。

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、技能者が本人であることを確認したうえでシステムに登録し、IDが付与されたCCUSカードを交付することがスタートになる。その上で、いつ、どの現場に、どの職種で、どの立場（職長など）で働いたのかを就業履歴として電子的に記録・蓄積する。並行して資格の取得や講習の受講履歴など、技能・研鑽の記録を登録する。CCUSに登録された情報を元に、一人ひとりの技能者の評価が適切に行われ、処遇の改善に結びつけること、さらに人材育成に努め優秀な技能者をかかえる専門工事業者の施工能力を見える化するすることで、建設業界が健全に維持されることを目指している。

担い手の確保は全産業に共通する課題であり、建設業の現場を担う技能者、とりわけ若年層の入職を進めるためには、他産業と比べて生涯を通じて魅力的な職業、産業であることを目に見える形で示していくことが大切である。このため、各水道事業者等においては、公共工事等の発注者として、CCUSの目的を十分に理解し、事業者への周知をお願いする。

#### 4) 東日本大震災復旧・復興状況等

##### ① 水道施設の被害状況及び復旧・復興

###### i. 水道の被災状況

東日本大震災による水道施設の被害状況について、災害査定資料や被災水道事業者等の情報を基にとりまとめを行い、津波浸水地域等の給水困難地域の被害状況も含め、最終版の報告書（東日本大震災水道施設被害状況調査最終報告書、厚生労働省）を平成 25 年 7 月に発表している。詳細は、国土交通省省のホームページに掲載しているので、適宜参照されたい。

水道施設の復旧状況については、総断水戸数 257 万戸に及ぶ大きな被害を受けたが、津波の被災地域や東京電力福島第一原発の事故による避難指示区域を除いて復旧はほぼ完了している状況である。現在、高台移転などの新たなまちづくりとともに水道の復興が進展している中で、こうした地域の水道の復興を支援するため、引き続き復興予算の迅速な執行に努めていく。

（東日本大震災水道施設被害状況調査最終報告書）

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/topics\\_bukyoku\\_kenkou\\_suido\\_houkoku\\_suidou\\_130801-1.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/topics_bukyoku_kenkou_suido_houkoku_suidou_130801-1.html)

###### ii. 水道施設の復旧・復興

国の東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧事業については、従来の災害復旧費補助金交付要綱とは別に、「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱」を制定し、補助率の嵩上げ等の特例措置を定めて実施している。加えて、東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業であって、被災自治体の復興計画が策定中のため復旧方法を確定することができず、早期の災害査定の実施が困難な場合においては、災害査定方法等の特例を定めて事業を実施しているところである。

岩手・宮城・福島の 3 県で実施している特例査定については平成 25 年度までに完了しており、特例査定の最終的な金額は約 1,024 億円となっている。保留解除状況については、令和 4 年度においては令和 5 年 1 月末時点で 4 件（4 億円）の解除を行っており、これまでの合計は 625 件（776 億円）となっている。全体復旧額 817 億円に対して約 95.0%（前年度 1 月末時点で約 94.5%）の解除状況である。保留解除の手続きについては、これまでも申請書類の簡素化などに取り組んできたところであるが、町の復興事業が進展している中、水道施設の復旧計画についても具体的な事業計画や関連工事等との工程調整等が必要となっている。今後も国庫補助金の円滑な執行に向け、保留解除を迅速かつ計画的に行うべく、関係者間での緊密な連携体制をもって対応していきたいと考えているため、関係する県行政部局には引き続きご支援・ご協力をお願いしたい。

また、事業実施中の被災事業者におかれては、1 日も早い事業完了を目指し、復興事業の進捗管理を行っていただくとともに、関連する他事業の遅れ等により事業完了時期が未確定である事業については、厚生労働省水道課への情報提供を適宜お願いする。

被災地の中には十分な職員数を確保できない事業者もあることから、そのような事業者を支援するため「東日本大震災水道復興支援連絡協議会」を設置し、関係者による支援の枠組みを構築している。協議会は、有識者、被災・支援水道事業者、県、日本水道協会ほか関係機関、厚生労働省で構成され、被災地の状況・課題等について情報共有、意見交換し、被災事業者が求めている支援ニーズを把握するとともに、被災事業者の求めに応じて個別に支援する事業者をマッチングしている。こうした人的支援においては、支援事業者から被災事業者への職員の派遣により、被災事業者における水道復興計画の立案や災害査定国庫補助事務等の業務に多大な貢献をいただいております。復興の原動力となっている。

令和 4 年度は協議会及び調査部会を岩手・宮城・福島県と WEB 開催したほか、これまでの復興政策を振り返

るとともにその復旧・復興状況を取りまとめ、今後の大規模災害に向けた多様な教訓や震災の記憶を風化させることなく次世代に伝えるため、「東日本大震災水道復興 10 年報告書」を取りまとめ、令和 4 年 6 月に公表したところである。報告書を取りまとめるにあたり、関係者の皆様の御協力に厚くお礼申しあげる。

### iii. 水道水の放射性物質汚染への対応

東京電力株式会社福島第一原発の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応については、平成 24 年 3 月 5 日付け健水発 0305 第 1 号～第 3 号厚生労働省水道課長通知により都道府県及び水道事業者等に対し通知し、平成 24 年 4 月 1 日から適用している。

本通知においては、セシウム 134 及び 137 の合計で 10Bq/kg を、衛生上必要な措置に関する水道施設の管理目標とすることとされている。また、浄水場の浄水を基本とし、表流水及び表流水の影響を受ける地下水を水源とする浄水場にあつては取水地点の水道原水についても対象に、セシウム 134 及び 137 それぞれについて検出限界値 1 Bq/kg 以下の確保を目標とした十分な検出感度でのモニタリングの実施等の対応を定めているほか、検出状況に応じて検査頻度及び検査地点を減ずることができることとしているので、留意されたい。

なお、水道水中の放射性物質のモニタリング結果については、国土交通省及び環境省で集約して公表することとしている。平成 24 年 4 月 1 日以降、令和 5 年 12 月現在では、水道水等の放射能濃度検査の結果について、管理目標値を超過した事例はない。関係者の方々には、今後とも、モニタリング結果の提供について願います。

### iv. 浄水発生土の放射性物質汚染への対応

東京電力福島第一原発の事故に伴い、水道関係では水道水のほか、浄水発生土からも放射性物質が検出された。このため、原子力災害対策本部から平成 23 年 6 月 16 日付けで「放射性物質が検出された上下水道副次産物の当面の取扱いに関する考え方」が示され、厚生労働省も同日付けで関係 14 都県に周知した。また、浄水発生土も含め放射性物質で汚染された廃棄物等の取扱いを定める法律としては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が平成 24 年 1 月 1 日から全面施行されている。この法律では、国（環境省）が指定廃棄物（8 千 Bq/kg を超える浄水発生土を含む）の処理を実施することになっている。

国が処理を行うもの以外は、排出者である水道事業者が処理を行うことになるが、放射性物質を含む浄水発生土の処分や保管、モニタリングなど原子力災害に伴い新たに生じた追加的費用は、後述の原子力損害賠償制度で東京電力が賠償することとなっている。

また、浄水発生土の有効利用については、平成 25 年 3 月 13 日付け健康局長通知「放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用に関する考え方について」にて、園芸用土（浄水場出口時点 400Bq/kg 以下）、グラウンド土（浄水場出口時点 200Bq/kg 以下）への再利用の安全性評価を行い、再利用を可能としている。最近では、毎年平均で数万トンの量が発生しているが、水道事業者のご努力により、全体的な保管量としては平成 27 年 12 月時点の約 17.1 万トンから令和 4 年 12 月時点で約 9.7 万トンと減少傾向で推移している状況となっていることも踏まえ、これまで、浄水発生土の放射能濃度が 100Bq/kg 以上検出された場合、当課への報告をお願いしてきたが、特措法第 16 条の調査義務の免除の確認を受けた施設かつ、100Bq/kg 超の放射性物質を含む浄水発生土の保管量がゼロである場合については、浄水発生土の取扱い等に係る調査の範囲を縮小することとし、今後の報告を不要とすることとした。関係者の方々には引き続き、放射性物質が検出された浄水発生土の適切な取扱いがなされるようお願いしたい。

### v. 原子力損害賠償

東京電力株式会社福島第一原発及び福島第二原発の事故に伴う放射性物質により被った損害に対する賠償に

については、令和4年10月14日付け事務連絡にて、令和4年3月末までを対象とする請求受付開始の連絡があったことを周知しており、現在損害賠償請求の受付と支払いが行われている。令和4年度分の損害賠償の受付開始時期については、令和5年度初めに東京電力から案内が行われる見通しである。なお、東京電力の示す基準に合意できない場合は原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てることも可能であり、賠償に関する課題の情報共有が重要であることから、各都道府県におかれては、水道事業者より東京電力との賠償交渉に関する相談があった場合には厚生労働省水道課への情報提供をお願いする。

#### 5) 国庫補助事業の適正な執行について

今般、令和5年度の簡易水道等施設整備費国庫補助事業において、実施予定の工事・業務を一切発注していないにもかかわらず、契約書・検査調書を偽造するとともに、虚偽の実績報告等を行うといった不適正な事務処理が確認されたところです。さらに、同自治体に関する令和4年度以前の国庫補助事業についても調査を行ったところ、交付対象外の事業への補助金の充当や、関係書類の偽造等の不適正な事務処理が複数確認されました。

各自治体においては、日頃より水道・下水道事業に係る国庫補助事業の適正な執行に努めていただいているところではありますが、今般の事案に留意の上、工事等の進捗管理や事務手続きを適切に行う等、引き続き適正な執行をお願いします。

本件の詳細（当該自治体から報告のあった原因や再発防止策等）については、「水道・下水道事業に係る国庫補助事業の適正な執行について」（令和7年3月31日付事務連絡）をご確認ください。

# 官房参事官（上下水道技術）の取組

## (1) 官房参事官（上下水道技術）の業務について

令和6年4月1日より、新たに官房参事官が設置され、上下水道の予算総括、水道行政移管後のフォロー、旧)流域管理官の所掌業務（浸水対策、水質・水処理関係等）、旧)下水道企画課が所掌していた下水道の技術開発に加え、水道の技術開発に関する業務を所掌している。

## (2) 令和7年度上下水道予算について

水道整備・管理行政の国土交通省への移管後、初めての上下水道関係予算については、能登半島地震の被害や人口減少等を踏まえ「強靱で持続可能な上下水道システムの構築」に向けた取り組みを上下水道一体で推進するため、①上下水道施設の耐震化と災害時の代替性・多重生の確保、②最適で持続可能な上下水道の再構築の2本柱を基本的な考え方としてまとめている。水道施設整備費や防災・安全交付金等を活用して基盤強化の取組を推進するとともに、積極的な補正予算の活用、予算の早期執行、不用額削減に努めてください。

## (3) 国土強靱化実施中期計画（素案）について

国土強靱化については、これまで3か年緊急対策（H30～R2）や5か年加速化対策（R3～R7）等により取組を推進。令和7年4月1日の国土強靱化推進本部（第22回）において、「第1次国土強靱化実施中期計画（素案）」をとりまとめ。施策内容・KPIの精査を進め、6月目途に計画を策定。

- ・計画期間：令和8年度から12年度までの5年間
- ・事業規模：今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映

強靱で持続可能な上下水道システムの構築に向けて、上下水道施設の耐震化や老朽化対策等の取組を推進されたい。

## (4) 技術開発及び新技術の実装推進について

人口減少やインフラ老朽化、地震対策等、上下水道における共通課題の解決に向けた技術実証と導入促進を効率的・効果的に実施するため、令和6年度補正予算より、上下水道一体革新的技術実証事業（AB-Cross）を創設。今後、上下水道共通テーマでの実規模レベルの施設を用いた革新的技術の実証を進め、その結果を踏まえて、導入検討の参考となるガイドラインを整備し、当該技術の全国展開を図ることとしている。

また、令和6年度に厚生労働科学研究費補助金の一部を移管・拡充した競争的資金制度である上下水道科学研究費補助金を創設。国や地域の諸課題（地球温暖化、人口減少、災害対策等）に対し、上下水道一体での解決に資するための科学研究を支援するものであり、国土交通省がテーマを示し、大学や民間企業等の先駆的な科学研究提案を公募するため、積極的に活用されたい。

## (5) 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会について

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没事故を踏まえ、令和7年2月21日に下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会を設置。今後、下水

道等の劣化の進行が予測される中、同種・類似の事故の発生を未然に防ぐため、大規模な下水道の点検手法の見直しなど、大規模な道路陥没を引き起こす恐れのある地下管路の施設管理のあり方などについて検討。令和7年春に中間とりまとめ、夏頃に最終まとめを予定。

第1回委員会では中野国交大臣が出席し、「今回の事故を教訓に、管路メンテナンスを再建し、このような事故を二度と起こしてはならないという強い決意で対策を講じてまいります。」と表明。

委員会での議論を踏まえつつ上下水道の老朽化対策の取組を推進されたい。

# 水道計画指導室の取組

## (1) 適切な資産管理の推進（老朽化、耐震化等）

水道施設は、高度成長期以降に整備した施設が更新時期を迎えるなど、施設の老朽化が進行しており、その対策が急務となっているものの、水道施設の代表的な施設である管路では更新率（管路総延長に対してその年で更新された管路延長の割合）は0.64（令和4年度）に留まっている状況にある。全国的にみれば減少を続けてきた料金収入も、料金改定等によって近年は横ばいの状況である。今後は、上記のような現状施設を前提とした更新需要から、施設の統廃合や広域連携による共同化などの検討に基づき必要な投資需要を精査の上、収入・支出の両面から中長期的な資産管理に移行していくなど、事業単位の短中期的な検討と広域連携による地域単位の中長期的な検討が必要である。

改正水道法においては、水道施設等の適切な資産管理を進める観点から、水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つため、これを維持し、修繕しなければならないこととされている。また、水道施設台帳を作成し保管するとともに、水道施設の計画的な更新に努め、その事業の収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないこととされている。

水道事業者等におかれては、適切な資産管理として、下記1)～5)の対応をお願いする。また、都道府県におかれても、管下の水道事業者等に対し下記の内容を周知し、指導・監督等の際の参考とされるようお願いする。

### 1) 水道施設の点検を含む維持・修繕について

#### ① 省令およびガイドラインについて

水道施設の点検を含む維持・修繕を適切に行うことで、老朽化等に起因する事故を未然に防止するなど、予防保全の観点から、施設の長寿命化による投資の抑制を図る必要がある。

水道法第22条の2において、水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つため、点検を含む維持及び修繕をしなければならない旨が定められており、水道施設の維持及び修繕に関する基準を省令で定めている。

水道事業者等におかれては、所管する水道施設に対して、点検等の方法や頻度等が定められ、異状を把握した場合には速やかに修繕等の対応を取るなど、適切に維持・修繕の措置がなされるようお願いする。なお、これら実施の参考となるよう、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」を作成しているので、こちらも参照されたい。

（「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」）

<https://www.mlit.go.jp/common/830005760.pdf>

#### ② 水管橋崩落事故を契機とした省令改正およびガイドラインの改訂について

令和3年10月3日に発生した和歌山市の水管橋崩落事故の影響によって約6万戸の世帯が約1週間断水する事態が生じた。

厚生労働省（当時）では、この事故を契機に、水管橋等の維持・修繕を充実し、事故の再発防止を図ることとし、令和5年3月に水道施設の維持・修繕の基準となる水道法施行規則第17条の2を改正し、コンクリート構造物に適用されている点検頻度（おおむね5年に1回以上）や点検・修繕の記録の保存等の基準について、水管橋等に対しても適用することとした。併せて、新たな技術を活用して、水道施設の確認に係る水道事業者等の負担を軽減する観点から、目視による点検だけでなく、目視と同等以上の方法による点検が可能であることを明確した。（令和6年4月1日施行）

加えて、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」を令和5年3月に改訂し、水道法施行規則で規定する水管橋等の点検についての考え方を示すとともに、技術的な観点から標準的に実施すべき事項等について、その考え方を要約して記載した。

さらに、ガイドラインを補足する資料として、改訂内容のバックデータを取りまとめるとともに、改訂を検討する中で得られた水管橋等の維持管理に係る知見や、効果的に維持管理を行うための手法について詳細に記載した、「水管橋等の維持・修繕に関する検討報告書」を令和5年3月に作成・公表している。

水道事業者等におかれては、改正省令の趣旨に鑑みて、水管橋等の適切な点検を含む維持・修繕を実施されたい。また、その実施に当たっては、ガイドライン及び検討報告書を参照し、それぞれの水道事業者等の実情に応じて適宜参考としていただくことで、水管橋等の維持・修繕の充実に努めていただきたい。

### ③ 新技術の導入促進について

水道施設の点検を含む維持・修繕を適切に実施していくにあたっては、新技術の採用や創意工夫により効果的に実施することが望ましい。令和5年に実施したインフラメンテナンスに関する新技術の導入状況調査の結果によると、調査対象となった水道事業等1,366事業のうち、新技術を導入している水道事業等は724事業(約53%)であり、今後、更なる導入促進が求められる。

なお、公益財団法人水道技術研究センター(JWRC)では、令和3年度より、新技術を用いた具体的な点検方法や活用事例を事例集としてとりまとめており、ウェブサイトにて公開している。

水道事業者等におかれては、水道施設の点検を含む維持・修繕にあたって、水道施設の合理的かつ効率的な管理に資する観点から、先行導入事例なども参考としつつ、新技術の積極的な活用を検討いただきたい。

## 2) 水道施設台帳の整備について

水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的事項を記載した水道施設台帳を整備しておくことは、水道施設の適切な維持管理・更新を行う上で必要不可欠であるとともに、災害時等の危機管理体制の強化や、水道事業者等との広域連携・官民連携を行うための基礎情報としても活用できるため、水道法第22条の3において、水道事業者等に対し、水道施設台帳の作成及び保管を義務づけることとしている。

水道施設台帳の作成・保管義務が令和4年10月1日から施行されたことを受け、施行時点及び施行後2年経過時点での水道施設台帳の作成状況を調査し、その結果を公表している。令和6年10月1日時点の調査結果では、水道施設台帳の作成率は全体の約96%となっており、水道事業等(簡易水道事業を除く)では約99%が作成しているのに対し、簡易水道事業では約93%にとどまっていた。

水道施設台帳が未作成の水道事業者等においては早急に水道施設台帳を作成・保管されたい。また、既に作成された水道事業者等については、水道施設台帳の内容を適宜更新されたい。なお、各都道府県水道行政担当部(局)におかれては、認可権者として未作成の水道事業者等に対して適切な指導・監督をお願いする。

水道施設台帳を紙で整備している場合、保管場所が分散して一元管理ができていないことから、被災時に、被災施設の把握や応援事業者への情報共有などに時間を要するなど、災害時の迅速な復旧の妨げとなる恐れがある。水道事業者等におかれては、データ共有の円滑化や迅速な災害時調査のため、電子化のみならず、水道の台帳情報のクラウド化、市町村の区域を越えて広域的に実施するデジタル技術を活用した水道施設の点検・調査の積極的な活用を検討いただきたい。

(水道課長通知「水道施設台帳の作成及び保管の徹底について」(令和6年2月14日付))

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/12\\_001221657.pdf](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/12_001221657.pdf)

### 3) 水道施設の計画的な更新について

#### ① 水道施設の計画的な更新等の実施状況について

水道法第 22 条の 4 及び水道法施行規則第 17 条の 4 に基づく水道施設の計画的な更新等の実施状況について、令和 6 年度に実施した運営状況調査の結果によると、水道施設に関して給水区域における一般の水の需要に鑑み、計画的な更新に努めている事業者数は 1225 事業者(約 89%)となっており、長期的な収支の試算を行っている事業者数は 1289 事業者(約 93%)となっている。

また、収支の試算を行っている事業者数の内、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握又は予測した上で水道施設の新設、増設又は改造の需要を算出している事業者数は 1209 事業者(約 94%)、このうち、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における供給能力を考慮している事業者数は 1123 事業者(約 93%)となっている。

さらに、収支の試算を行っている事業者のうち、収支の見通しを作成している事業者数は 1275 事業者(約 99%)、収支の見通しを公表している事業者数は 1044 事業者(約 82%)となっている。

今後も長期的な観点からの水道施設の計画的な更新、収支の見通しの作成及び公表に努めるようお願いする。

#### ② アセットマネジメントの実施状況について

水道事業者等は、将来にわたって安定的に水道事業等を経営するため、長期的な視野に立った計画的な資産管理(アセットマネジメント)を行い、更新の需要を適切に把握した上で、必要な財源を確保し、水道施設の更新を計画的に行う必要がある。

これまで、厚生労働省では、全国の水道事業者等において長期的な視点に立った計画的な施設更新・資金確保に関する取組が促進されるよう、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を平成 21 年 7 月に公表するとともに、平成 25 年 6 月には、中小の事業者が手軽にアセットマネジメントを始められるよう、アセットマネジメント実践のための簡易支援ツールを周知・配布しているほか、水道におけるアセットマネジメント活用事例集を作成している。

令和 6 年度に実施した運営状況調査の結果によると、調査対象となった 1385 事業者のうち、1258 事業者(約 91%)がアセットマネジメントの出発点である更新需要・財政収支の試算を実施中又は実施済みであるものの、計画給水人口 5 万人未満の事業者は約 89%と相対的に低い状況となっている。また、実施済みのうち、標準精度(タイプ 3 C)※以上は 1015 事業者(約 80%)、詳細精度(タイプ 4 D)※で実施している事業者は 293 事業者(約 23%)にとどまっている。

収支の見通しが未作成の水道事業者等におかれては、速やかに作成を完了するよう努められたい。また、収支の見通しを作成した水道事業者等におかれても、おおむね 3 年から 5 年ごとに見直すよう努められたい。さらに、収支の見通しの結果を、施設の更新計画や経営計画に反映するようお願いする。加えて、収支の見通しの作成にあたっては、住民等に対する説明責任が適切に果たされるよう、標準精度(タイプ 3 C)以上とし、住民等に対して分かりやすい形で公表するよう努められたい。また、施行規則第 17 条の 4 第 3 項に鑑み、すでに標準精度のアセットマネジメントを実施されている事業者においては、その結果を基に、再構築・ダウンサイジング等(水道ビジョン等で別途策定されている場合を含む)を分析に含め、次回見直し時等に詳細精度(タイプ 4 D)に取り組むようお願いする。

※ 標準精度(タイプ 3 C)

更新需要の基礎データが更新工事と整合しており、財政収支の見通しとして収益的収支まで検討できている状態(出典:水道事業におけるアセットマネジメントに関する手引き)

※ 詳細精度(タイプ 4 D)

再構築や規模の適正化を考慮した再投資価格を算定できており、更新需要以外の変動要因を考慮して財政収支見通しが検討できている状態（出典：水道事業におけるアセットマネジメントに関する手引き）

### ③ 管路の更新需要について

管路の経年化率は年々上昇し、令和4年度において23.6%となっているが、更新率は低下から横ばい傾向にあり、令和4年度においては0.64%に留まっている状況にある。令和4年度における更新延長は約4800キロメートルであった。

実務においては法定耐用年数である40年を超えて使用され、漏水等の問題が生じていない管路も多い。他方、40年未満であっても布設状況や災害、事故等により布設替えを行うこともある。管路の経年化が進む中、各水道事業者においては、維持修繕による長寿命化と、アセットマネジメントに取り組んでいただいているところであり、多くの水道事業者において実耐用年数の検討が行われている。

これらの実情から実務上の一般的な更新基準は平均するとおおむね60年と仮定し、40年経過管をその後20年間で平均的に更新する場合、令和4年度末時点の40年経過管約17.6万キロメートルについては、今後20年間にわたり、毎年度約8800キロメートル、更新率1.18%の更新が必要となる。

本試算では、おおむね全ての事業者において更新率の引き上げが必要な状況となっていることから、各水道事業者におかれては、経過年数のみならず、管種や布設状況等から更新時期を多面的に判断し、計画的な更新に努めていただきたい。なお、更新平準化のために有効と考えられる方策の例としては、耐震化の優先順位の高い管を中心とした更新の前倒しや、優良地盤や過去の漏水歴がないこと等を考慮した更新時期の後ろ倒し（長寿命化）等が考えられる。

## 4) 水道施設の耐震化について

### ① 水道施設の耐震化の計画的実施

水道施設の耐震化に係る基準については、平成18年度から平成19年度にかけて検討会・審議会を重ね、その検討結果を反映した施設基準省令の改正を平成20年3月に公布、同年10月に施行した。この改正により、水道施設の重要度を2つに区分し、それぞれが備えるべき耐震性能の要件を明確にしている。

管路を更新する際、布設する管路はこの要件が適用されるため、水道事業者等におかれては、更新時の管路の管種の選定について、管路の重要度や埋設環境等に応じ、所要の耐震性能を備えたものとするようお願いしたい。その際、平成20年4月8日水道課長通知「水道施設の耐震化の計画的実施について」において、耐震性能が特に低い石綿セメント管について、遅くとも概ね10年以内に転換を完了するよう要請したものの、令和4年度末時点で約3,011 kmが残存している状況にあるため、特に石綿セメント管が残存している水道事業者等は、早期解消に努めるよう改めてお願いする。なお、撤去作業にあたっては、石綿障害予防規則等を踏まえ、「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について（情報提供）」（令和2年9月2日付け事務連絡）などを参照の上、適切に対応されたい。

既存施設については、全ての水道施設を直ちに省令に適合させることが困難であるという実情を考慮し、当該施設の大規模の改造の時までは、改正後の規定を適用しないとの経過措置が置かれているが、既存施設についても、地震が発生した場合に被害を抑制することが重要であり、できるだけ速やかにこれらの基準に適合させることが望ましい。

また、既存施設については破損した場合に重大な二次被害を生じるおそれが高い施設や影響範囲が大きく応急給水で対応できないことが想定される重要な施設などについては、早期に耐震化が完了することが重要である。新水道ビジョンでは、水道事業者は自らの給水区域内の重要な給水拠点を設定し、当該拠点を連絡する管路、配水池、浄水場の耐震化を完了させることを当面の目標としており、水道事業者におかれては、重要給水拠点を連

絡する施設の計画的な耐震化の実施をお願いする。

また、平成 23 年 10 月 3 日の水道法施行規則の一部改正により、規則第 17 条の 5 において規定されている、水道事業者が需要者に対して行うべき情報提供の項目に「水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項」を追加している。水道利用者の理解の一助となるよう、水道事業者におかれては年 1 回以上、水道の耐震化に関する情報提供を行う必要があるので、耐震化の推進に向けたより効果的な情報発信に努めて頂くようお願いしたい。

平成 25 年度において、東日本大震災における管路被害を調査・分析し、今後の管路耐震化のための最新の判断材料を整理するとともに、管路の耐震化に向けて水道事業者等が取り組むべき事項を「管路の耐震化に関する検討報告書」に取りまとめ、平成 26 年 6 月に公表しているため、水道事業者等においては、喫緊の課題である管路の耐震化にあたり、同報告書の内容を参考とし、既存管路の更新に係る優先順位付け、管路の耐震化に供する管種・継手の選定等を、各事業の実情を考慮しつつ適切かつ効率的に行って頂くようお願いしたい。

さらに、水道事業者等がそれぞれの水道の状況に応じて計画的に耐震化施策を推進する上で活用できるよう「水道の耐震化計画等策定指針」を取りまとめ、水道事業者等におかれては、本指針を参考として、耐震化計画の策定やさらなる内容の充実を図るようお願いする。また、これに併せて「水道の耐震化計画策定指針・資料編」、「水道の耐震化計画策定ツールの解説と計画事例」及び「水道の耐震化計画策定ツール（簡易ソフト）」、病院等の重要給水施設に至る管路の耐震化にかかる「重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き」を提供しているので、これらも積極的に活用されるようお願いする。

(水道課長通知「水道施設の耐震化の計画的実施について」)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/tuuchi/dl/ks-0408002.pdf>

(石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について (情報提供))

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000722337.pdf>

<別添>

- ・通知 (基発 0804 第 5 号) 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000722338.pdf>

- ・リーフレット (発注者向け) <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000722341.pdf>

(「管路の耐震化に関する検討報告書」)

[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/taisinkahoukokusyo6\\_27.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/taisinkahoukokusyo6_27.pdf)

(「水道の耐震化計画等策定指針」)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000089462.pdf>

(「重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き」)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000166060.pdf>

## ② 上下水道施設の耐震化状況の緊急点検結果を踏まえた今後の取組

<能登半島地震の教訓>

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震では、観測史上初めて石川県で震度 7 を観測するなど非常に激しい揺れを生じ、地盤崩壊や津波、液状化等に見舞われた被災地では、最大約 14 万戸が断水するなど、上下水道施設に甚大な被害が発生した。特に、浄水場や配水池、下水処理場に直結する管路等の上下水道システムの基幹施設の耐震化が未実施であったこと等により、広範囲で断水や下水道管内の滞水が発生し、半島地域特有の限られた交通手段が被災したことや悪天候による作業時間の制約等が重なり、復旧に長い期間を要した。一方で、耐震化実施済みであった浄水場や下水処理場等では、施設機能に重大な影響を及ぼすような被害は確認されておらず、

事前防災としての施設の耐震化の効果が再確認された。このため、被災すると広範囲かつ長期的に影響を及ぼす上下水道システムの急所施設の耐震化を進めることが必要である。

また、能登半島地震の災害復旧にあたっては、避難所等で水を使えるようにするため、水道職員・下水道職員が水道及び下水道を優先的に復旧すべき地区や施設を確認し、工程調整等を行うことで上下水道一体での復旧を図った。病院や避難所などは、災害時でも水の使用を可能とすることが重要であり、水道と下水道の両方の機能を確保するため、事後対策のみならず、平時より、水道事業者等と下水道管理者の間で調整を行い、避難所等の重要施設に接続する水道・下水道の管路等の耐震化を計画的・一体的に進めることが必要である。

#### <耐震化状況の緊急点検結果>

能登半島地震における教訓を踏まえ、災害時において上下水道システムの機能を維持するにあたって重要となる施設の耐震化状況について、全ての水道事業者や下水道管理者等を対象に緊急点検を実施し、その結果を令和6年11月1日に公表した。

上下水道施設の耐震化状況については、これまで水道と下水道のそれぞれの基幹施設を対象に確認していたが、今回の緊急点検では、基幹施設の中でも特に重要度の高い浄水場や下水処理場など上下水道システムの「急所施設」と、避難所など「重要施設に接続する上下水道管路等」を対象とした。また、水道施設の点検対象には簡易水道事業（給水人口101～5000人の水道）も含めることとし、給水人口の規模が小さい水道事業の耐震化状況についても把握することとした。

緊急点検の結果、例えば、急所施設のうち、水道については導水管が34%、下水道については下水処理場が48%と耐震化率30～40%台の施設が多く、耐震化が十分ではないことに加え、避難所などの重要施設に接続する管路については、水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている施設の割合が15%に留まることが判明するなど、上下水道施設の耐震化が非常に遅れていることが改めて確認された。

#### <緊急点検結果を踏まえた今後の取組>

耐震化状況の緊急点検結果を踏まえ、令和6年9月、全ての水道事業者や下水道管理者等に対して事務連絡を発出し、関係する水道・下水道の管理者等が相互に調整行いながら、令和7年1月末までに、上下水道一体の計画となる「上下水道耐震化計画」の策定を要請した。「上下水道耐震化計画」とは、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、対策が必要となる上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するための計画である。令和7年3月末時点の計画策定状況は、水道事業等全体で約94%となっており、水道事業・用水供給事業では約98%が作成しているのに対し、簡易水道事業では約84%にとどまっていた。

今後、計画に基づく耐震化の取組状況について定期的にフォローアップを行い、その結果を公表するとともに、水道事業者や下水道管理者等が抱える課題等を踏まえながら、必要な支援を実施する。また、耐震化の推進とあわせて、人口減少を踏まえた施設規模の適正化や、水道料金・下水道使用料の適正化等による経営改善、広域連携・官民連携等による運営基盤の強化、効率的な耐震化技術の開発・実装、災害時の代替性・多重性の確保等についても推進し、強靱で持続可能な上下水道システムの構築を図っていく。

(「上下水道地震対策検討委員会 最終とりまとめ」)

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewage/content/001765621.pdf>

(「上下水道施設の耐震化状況の緊急点検結果」)

[https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13\\_hh\\_000598.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000598.html)

## 5) 国土強靱化について

### ① 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

国では、南海トラフ地震や首都直下地震など、発生が想定される大規模自然災害に対して強靱な国づくりに関する取組として、国土強靱化基本計画及び国土強靱化アクションプラン 2021 を策定し、水道においては基幹管路の耐震適合率を 2028 年度末までに 60%以上に引き上げる目標を掲げている。

さらに、近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震が切迫している状況等を踏まえ、3 年間で特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策をとりまとめた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(以下、「3か年緊急対策」という。)の推進に引き続き、耐災害性強化対策等の更なる加速化・深化を図るため、政府全体で「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下、「5か年加速化対策」という。)を策定した。

5か年加速化対策では、基幹管路の耐震適合率を 2025 年度までに 54%以上、2028 年度末までに 60%以上に引き上げる目標を達成するため、3か年緊急対策で定めた耐震化のペース(例年の1.5倍)を維持するとともに、浄水場・配水場の耐震化率を 2025 年度までにそれぞれ 41%以上(令和元年度:32.8%、令和5年度:44.5%)、70%以上(令和元年度:58.6%、令和5年度:64.7%)に引き上げるという地震対策に加え、2,000 戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場に対し、自家発電設備の設置等の停電対策実施率を 2025 年度までに 77%以上(令和元年度:67.7%、令和5年度:73.4%)、土砂流入防止壁の設置等の土砂災害対策実施率を 2025 年度までに 48%以上(令和元年度:42.6%、令和5年度:49.1%)、防水扉や止水堰の設置等の浸水災害対策実施率を 2025 年度までに 59%以上(令和元年度:37.2%、令和5年度:45.2%) 引き上げる対策に取り組むこととしている。

以上の状況に鑑み、令和3年2月2日付け薬生水発 0202 第3号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知「水道における『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』の実施について」により、水道事業者等に対して以下の対応をお願いするとともに、5か年加速化対策として集中的な対策が必要と位置づけられた水道施設を管理する水道事業者等に対しては、対策の実施に関する進捗状況の調査を行っていく。

- ・5か年加速化対策の趣旨を踏まえ、水道施設の停電・土砂災害・浸水災害対策等の耐災害性強化 対策及び管路の一層の耐震化対策を施設整備計画等に位置づけるなど、引き続き水道施設の強靱化に関する取組を進めること。

(「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」)

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyoujinka/5kanenkasokuka/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/5kanenkasokuka/index.html)

(課長通知「水道における『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』の実施について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000732372.pdf>

### ② 国土強靱化実施中期計画

国では、「国土強靱化基本計画」を踏まえ、5か年加速化対策に続く計画として、国土強靱化実施中期計画(以下「実施中期計画」という。)を令和7年6月目途に策定し、これに基づき施策の一層の重点化を図るとともに、府省庁の枠を超えた施策連携強化型の国土強靱化を推進し、災害に屈しない強靱な国土づくりを進めることとしている。

実施中期計画では、上下水道システムの耐震化をはじめとした耐災害性の強化として、上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化や、重要施設に接続する上下水道管路等の一体的耐震化などを推進するとともに、進行するインフラ老朽化への対応として、上下水道等の一体的耐震化を考慮した老朽化対策について、埼玉県八潮市での道路陥没事故も踏まえて検討することとしている。

(「国土強靱化実施中期計画の策定方針」)

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyoujinka/dai33/siryou1-2.pdf>

6) 埼玉県八潮市での道路陥没事故も踏まえて検討することとしている。

## (2) 災害対策・危機管理

### 1) 自然災害の発生状況と各種対策

#### ① 平成30～令和6年度の主な自然災害の発生状況

	発生時期	災害名称等	断水戸数	断水 継続期間
地震	H30.6.18	大阪府北部を震源とする地震 (大阪府高槻市等)	約9.4万戸	2日
大雨	H30.7.上旬	平成30年7月豪雨 (広島県、愛媛県、岡山県等)	約26.3万戸	38日 <sup>※1</sup>
台風	H30.9.上旬	平成30年9月 台風第21号 (京都府、大阪府等)	約1.6万戸 <sup>※2</sup>	12日
地震	H30.9.6	北海道胆振東部地震 (厚真町、安平町等)	約6.8万戸	34日 <sup>※1</sup>
台風	H30.9.下旬	平成30年9月 台風第24号 (静岡県、宮崎県等)	約2.0万戸 <sup>※2</sup>	19日
台風	R1.9.上旬	令和元年房総半島台風 (千葉県、東京都、静岡県)	約14.0万戸	17日
台風	R1.10.中旬	令和元年東日本台風 (宮城県、福島県、茨城県、栃木県等)	約16.8万戸	33日
大雨	R2.7.上旬	令和2年7月豪雨 (熊本県、大分県、長野県、岐阜県等)	約3.8万戸	56日 <sup>※1</sup>
寒波	R3.1.上旬	令和3年1月7日からの大雪等 (西日本等)	約1.6万戸	8日
地震	R3.2.13	福島県沖を震源とする地震 (宮城県、福島県、茨城県、栃木県)	約2.7万戸	6日
地震	R4.3.16	福島県沖を震源とする地震 (岩手県、宮城県、福島県等)	約7.0万戸	7日
大雨	R4.8.上旬	令和4年8月3日からの大雨 (秋田県、山形県、新潟県、福井県等)	約1.4万戸	18日
台風	R4.9.上旬	令和4年 台風第14号 (熊本県、大分県、宮崎県等)	約1.3万戸	9日
台風	R4.9.下旬	令和4年 台風第15号 (静岡県)	約7.6万戸	13日
寒波	R5.1.下旬	令和5年1月20日からの大雪等 (石川県、三重県、大分県等)	約1.4万戸	8日

大雨	R5.7.15	令和5年7月15日からの大雨等 (秋田県)	約1.1万戸	13日
台風	R5.8	台風6号 (大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)	約3.3万戸	7日
地震	R.6.1.1	能登半島地震 (新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県)	約13.6万戸	約5か月 ※1

※1 家屋等損壊地域等を除く

※2 台風第21・24号で断水戸数が多いのは停電による短時間の断水が発生したため

## 2) 災害対策

国土交通省では、気象庁からの予報を受け、事前に水道事業者等に対し、台風等による風水害や寒波に備えていただくこと、被害発生時の情報提供や緊急連絡体制の再確認について要請している。

地震や水害等の災害対応については、日ごろからの災害対応体制の設定や応急対策に必要な資料の準備、訓練等の「事前対策」と、発災時の迅速な応急給水、応急復旧及び応援体制の構築といった「事後対策」とがそれぞれ重要である。

国土交通省では水道事業者等が危機管理対策マニュアルを作成する際の参考となるよう、各災害事象に対応する「危機管理対策マニュアル策定指針等」をとりまとめている。水道事業者等におかれては、これを活用した具体的・実践的なマニュアル作成と、マニュアルに基づく訓練の定期的な実施やマニュアルの点検・検証、必要に応じた改定をお願いする。加えて、被災後の迅速な断水解消に向け、「地震等緊急時対応の手引き」(令和7年3月改定)に定める(公社)日本水道協会の支援体制について予め把握・活用を検討するとともに、他都市からの応援を受け入れるための宿舎・給食・駐車場等の確保について、あらかじめ検討するよう努められたい。

自衛隊の災害派遣要請については、自衛隊法第83条第1項において、都道府県知事等が行うことと規定されている。都道府県水道行政担当部局においては、大規模な断水が生じ、又は、生じる見込みとなった場合には、都道府県防災担当部局(危機管理部局)に対し、遅滞なく自衛隊による給水活動等の派遣要請の必要性を相談することが重要である。

今後は、首都直下地震や南海トラフ巨大地震など大規模災害に備えて、水道事業者等の単独の訓練だけでなく、日本水道協会等による広域的な訓練への参加などにより、災害への対応力を高めていくことも重要である。

政令指定都市等19都市の水道事業者等で構成される「大都市水道局大規模災害対策検討会」では、水道界全体の防災力向上につなげる取り組みとして、「大都市水道局講師派遣制度」を行っているのでご活用いただきたい。

(危機管理対策マニュアル策定指針)

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf\\_seisakunitsuite\\_bunya\\_topics\\_bukyoku\\_kenkou\\_suido\\_kikikanri\\_sisin.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_seisakunitsuite_bunya_topics_bukyoku_kenkou_suido_kikikanri_sisin.html)

または「国交省 水道 危機管理対策マニュアル」で検索

(地震等緊急時対応の手引き)

[http://www.jwwa.or.jp/info/files/jishin\\_kunren\\_04/earthquake\\_emergency\\_guide.pdf](http://www.jwwa.or.jp/info/files/jishin_kunren_04/earthquake_emergency_guide.pdf)

(新型コロナウイルスの感染が懸念される状況における応援活動の留意点(まとめ))

[http://www.jwwa.or.jp/upfile/upload\\_file\\_20200703001.pdf](http://www.jwwa.or.jp/upfile/upload_file_20200703001.pdf)

(大都市水道局大規模災害対策検討会)

[https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/suidojigyo/kentokai/kinkyu\\_teigen/](https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/suidojigyo/kentokai/kinkyu_teigen/)

また、東日本大震災や北海道胆振東部地震等の地震災害及び平成 30 年 7 月豪雨や令和元年度（2019 年）房総半島台風（台風第 15 号）及び東日本台風（台風第 19 号）の水道施設被害について、国土交通省 HP にて調査報告書を公開している。

※地震関連報告書 HP：[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf\\_seisakunitsuite\\_bunya\\_topics\\_bukyoku\\_kenkou\\_suido\\_houkoku\\_index.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_seisakunitsuite_bunya_topics_bukyoku_kenkou_suido_houkoku_index.html)

※H30. 7 月豪雨報告書 HP：[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf\\_seisakunitsuite\\_bunya\\_0000205762\\_00007.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_seisakunitsuite_bunya_0000205762_00007.html)

※令和元年度（2019 年）房総半島台風（台風第 15 号）及び東日本台風（台風第 19 号）報告書 HP：  
<https://www.mlit.go.jp/common/830005045.pdf>

### 3) 災害査定時の留意点

地震・台風等の自然災害により水道施設が被害を受けた場合には、その復旧について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法が適用となる場合があるが、事前に財務省立会のもと調査を行い、採否を決定することとなる（災害査定）。

災害査定においては、各種様式に基づく書類の提出が必要となるため、補助申請を行おうとする被災した水道事業者等におかれては、書類の作成にあたり「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱」、「公共土木施設災害復旧事業査定方針」「災害査定官申合事項」等を熟読いただき、遺漏なく資料作成いただくようお願いする。なお、公共土木施設災害復旧事業のハンドブックである「災害手帳」なども参照されたい。

## (3) 令和 6 年能登半島地震

石川県を始めとして新潟・富山・福井・長野・岐阜の 6 県 29 市 7 町 1 村にある最大約 13.6 万戸で配水管破損、管路破損等の被害により断水が生じた。復旧困難地域等を除き令和 6 年 5 月に復旧したが、令和 6 年 9 月豪雨で 5,216 戸が新たに断水し、令和 6 年 12 月 20 日にはその全てを復旧した。

耐震化していた施設では概ね機能が確保できていたものの、耐震化未実施であった基幹施設等で被害が生じたことで広範囲で断水が発生した。こうした断水の状況に対し、令和 6 年 4 月からの水道行政の国土交通省への移管も見据え、上下水道一体となった災害対応の全体調整を行うべく、非常災害現地対策本部に厚生労働省及び国土交通省の職員を上下水道支援チームとして派遣し、両省が連携した全体調整を行った。

また、国土交通省の職員を市町支援チームとして派遣し、被災市町の長や担当部局への定期訪問を行い、課題把握や復旧状況の共有など緊密なコミュニケーションを図った。さらに、地方整備局等の職員を、被害の大きかった能登 6 市町に上下水道に係る国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）として派遣し、道路啓開の調整や給水車に係るニーズ把握を行うなど、日本水道協会や支援自治体と連携して被災自治体支援を行った。

応急給水活動に関しては、全国の水道事業者から給水車等が被災地に派遣されたほか、独立行政法人水資源機構の可搬式浄水装置が珠洲市に設置され、海上保安庁においても七尾港、輪島海岸壁に着岸した巡視船艇から自衛隊給水車等への給水が行われた。また、国土交通省においては、計 8 地方整備局、日最大 21 台の給水機能付き散水車により、給水支援を実施した。

次に、水道施設の復旧に関しては、国の職員に加え、被害状況の調査や復旧計画の立案を行う水道事業者の技術職員や工業者が順次現地に派遣され、施設被害の甚大さとアクセスや宿泊拠点が制限される能登地域での支援の難しさから復旧作業は難航し、復旧に時間を要した。

早期復旧のための取り組みとして、被災のあった珠洲市宝立浄水場等において、既存施設の代替として可搬式浄水施設・設備を設置・活用することにより、浄水場での能力を補完するとともに、近隣河川に設置・活用して周辺地域の給水活動を効率的に実施したほか、管路の漏水調査を早期に実施して管路復旧までの期間を短縮した。また、被害の集中する区間の管路について、仮設配管（転がし配管）を活用することにより、漏水調査を待たずに、応急的な通水の復旧を図り、下流側の地区の復旧までの期間を早期化した。

能登半島地震では、井戸水等が生活用水として活用された事例があり、代替水源としての地下水等の重要性が再認識された。内閣官房水循環政策本部事務局及び国土交通省水管理・国土保全局水資源部が令和7年3月に策定した「災害時地下水利用ガイドライン」では、自治体による災害時の地下水等活用促進を目的に、地下水マネジメントの必要性、既設井戸等の把握方法、災害用井戸・湧水制度の検討方法、平常時及び災害時の対応方法、さらに、井戸整備に活用できる補助制度等が紹介されている。水道事業者等においても、自治体の防災部局と連携して災害時の対応を検討するようお願いする。

上下水道施設等に甚大な被害をもたらした令和6年能登半島地震を踏まえ、学識者等からなる「上下水道地震対策検討委員会」を設置し、

- ① 上下水道施設の被害をふまえた今後の地震対策のあり方
- ② 被災市町の復興に向けた上下水道の整備の方向性（地域への助言）
- ③ 上下水道一体での災害対応のあり方

について審議し、令和6年9月に最終とりまとめを公表した。

※上下水道地震対策検討委員会 HP

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo\\_sewerage\\_tk\\_000874.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000874.html)

なお、上下水道施設については、上下水道の1日も早い本復旧も強く求められていることを踏まえて、第1回検討委員会での議論から、上下水道施設の本復旧にあたっての耐震指針の適用についてとりまとめを行った。被災事業者にはおいては今後本復旧を行うにあたっては参考にされたい。

#### (4) 経済安全保障・サイバーセキュリティ対策

近年の厳しい安全保障環境や地政学的な緊張の高まりは、サイバー空間にも影響を及ぼしている。例えば、米国のパイプライン事業者の管理システムに対するサイバー攻撃により全パイプラインの操業が停止した事案など、国民生活や経済活動の基盤となるインフラ事業に対してサイバー攻撃が行われた事案は多く生じている。サイバー攻撃の中には国家を背景とした形で行われるものもあり、インフラ事業に対する、組織的かつ洗練されたサイバー攻撃の脅威が増大している。

インフラ事業者は、他の事業者から設備の導入を行い、又は他の事業者に委託して設備の維持管理や操作を行わせる場合がある。インフラ事業者が利用する ICT 機器の高度化やそのサプライチェーンの複雑化・グローバル化を背景に、サプライチェーンの過程で不正機能が埋め込まれる可能性や、機器の脆弱性に関する情報がインフラ事業者の意図に反して共有される可能性等が高まっており、これらは、我が国の外部から、役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれを増大させている。

このような背景のもと、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号。以下「経済安全保障推進法」という。）は令和 4 年 5 月に成立・公布された。経済安全保障推進法により、基幹インフラの重要設備が役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、国が一定の基準のもと、基幹インフラ事業（特定社会基盤事業）・事業者（特定社会基盤事業者）を指定し、省令に定める重要設備（特定重要設備）の導入・重要維持管理等の委託をしようとする際には、事前に国に届出を行い、審査を受ける制度が構築された。この事前審査において、国は、届け出られた計画書に係る重要設備が妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいと認めるときは、当該計画書を届け出た者に対し、妨害行為を防止するため必要な措置を講じた上で重要設備の導入等を行うこと等を勧告（命令）できる。

水道事業及び水道用水供給事業はこの特定社会基盤事業として位置付けられており、届出を要する重要設備（特定重要設備）としては、省令により浄水施設の中央の監視制御システムが規定されている。また、対象の事業者（特定社会基盤事業者）として、同省令の基準に基づき、令和 5 年 11 月 16 日に、給水人口が 100 万人を超える水道事業者及び 1 日最大給水量が 50 万立方メートルを超える水道用水供給事業者（計 23 者）が指定された。これら特定社会基盤事業者を対象に、令和 6 年 5 月 17 日から制度の運用が開始されている。

また、水道分野は、令和 4 年 6 月 17 日に策定された「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画（令和 6 年 3 月 8 日改定）」において重要インフラ分野とされており、全体として今後の脅威の動向、システム、資産を取り巻く環境変化に適確に対応できるようにすることで、官民連携に基づく重要インフラ防護の一層の強化を図ることとされた。

また、同行動計画においては、重要インフラサービスを維持する観点から必要に応じて情報セキュリティ対策を関係法令等の保安規制に位置づけることが掲げられた。そのため、水道施設におけるサイバーセキュリティ対策を強化する観点から、水道法の「水道施設の技術的基準を定める省令」の一部を改正し、施設の運転を管理する電子計算機に係るサイバーセキュリティ対策を措置することが、令和 2 年 4 月 1 日に施行された。その詳細については、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知「「水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について」の一部改正について」（令和 7 年 29 月 28 日付け国水水第 399 号）において述べられているところである。

経済安全保障推進法とは異なり、水道法におけるサイバーセキュリティの規定の遵守はすべての水道事業者・水道用水供給事業者・専用水道の設置者の義務となっている。インフラ全般を対象としたサイバー攻撃は一層厳しさを増しているところ、サイバー攻撃によって水の安定的な供給に支障が生ずることのないよう、水道事業者等におかれては、同通知や「水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン」水道分野における情報セキュリティガイドラインを参照するなどし、改めて省令に則したサイバーセキュリティを確保するために必要な措置を講じられたい。

## (5) 水道水質管理

### 1) 水道における PFOS 及び PFOA に関する調査の結果について

国土交通省と環境省が共同で実施した「水道における PFOS 及び PFOA に関する調査」として、水道事業、水道用水供給事業及び専用水道の令和 2 年度から令和 6 年度（令和 6 年度は 9 月 30 日時点）までの結果について取りまとめた。

水道事業及び水道用水供給事業については、PFOS 及び PFOA の水質検査を実施した数は毎年増加しており、令和 2 年度から 6 年度までに検査を行ったことがある事業数は 2,227 事業でした。

検査の結果、暫定目標値を超過した事業は、令和 2 年度は 11 事業ありましたが、年々減少し、令和 5 年度

は3事業、令和6年度（9月30日時点）は0事業でした。なお、令和5年度までのいずれかで暫定目標値を超過した全14事業において、最新の検査結果では、全て暫定目標値を下回っています。

また、令和2年度から令和6年度（9/30時点）までに、暫定目標値を超過した専用水道の数は、検査実績があると回答した1,929のうち、42（約2.2%）であった。（参考：専用水道の設置者数8,177）

## 2) 水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について

有機フッ素化合物であるペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という。）は、水道水については、令和2年度に水質管理目標設定項目として設定され、PFOS及びPFOAの合算値で50ng/L以下が暫定目標値とされています。水質管理目標設定項目は、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、毒性の評価値が暫定である場合や検出レベルは高いものの水質管理上留意すべき項目等であって、水質基準に係る検査に準じて、体系的・組織的な監視によりその検出状況を把握すべき項目として定められているものである。

本対応事例集は、水道水において暫定目標値である50ng/Lを超過する事例が昨年度までに確認されたことから、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者（以下「水道事業者等」という。）が取りうる方策等に関して、参考となる資料を提供するため、水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例を取りまとめた。

令和2年度水道統計、令和3年度水道統計、水道事業者等のホームページにおいて、水道原水や給水栓水等で暫定目標値を超過した事例について、水道事業者等が実施した主な対応を分類・整理し取りまとめた。

多くの場合、水道事業者等において、PFOS及びPFOAが暫定目標値を超えて検出された水道水源からの取水を停止・減量し、代替水源に切り替える等の水運用により暫定目標値以下となるよう水質管理を行っている。また、一部の水道事業者等では、粒状活性炭や粉末活性炭による浄水処理の強化により暫定目標値以下となるよう水質管理を行っている。

水道事業者等が、本事例集に記載された対応を参考にするにあたっては、各水道事業者等の水道施設の設置状況やPFOS及びPFOAの検出場所、検出濃度等に応じて、取り得る対応が異なる点に留意する必要がある。

なお、本事例集で取り上げたすべての水道事業者等では、現在、給水栓において、PFOS及びPFOAの暫定目標値(50ng/L)以下で給水されている。

参考：水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について（令和6年11月29日）

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/001845696.pdf>

## 3) 水道におけるPFOS及びPFOAに関するお願い事項について

### ① 水質検査の実施の徹底

昨年度、国土交通省及び環境省が実施した「水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査」では、令和6年9月末時点でPFOS及びPFOAに係る水質検査を実施していない水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者が一定数存在していました。

そのため、令和7年1月6日に、国土交通省及び環境省が連名で発出した事務連絡「PFOS及びPFOAの水質検査の実施について」において、これまでPFOS及びPFOAの水質検査を行っていない水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者におかれましては、可能な限り給水される水に係る水質検査を実施し、濃度の把握に努めていただくようお願いさせていただきます。

また、令和7年4月14日に、国土交通省及び環境省が連名で発出した事務連絡「PFOS及びPFOAの水質検査の実施の徹底について」において、令和8年4月1日からの円滑な施行に向けて、水質検査を確実に実施し、適切な対応を図って頂くよう、改めて連絡させていただきました。

新規に井戸掘削や活性炭処理施設が必要など、対応方法によっては、数ヶ月要するなど、長い期間を要するため、早めに水質検査を実施し、50ng/Lを超過することが確認された場合は、適切な対応を図れるようお願いします。

## ② 使用済活性炭の適切な取扱い

令和7年3月26日に、環境省より、「PFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について」が発出され、水道における暫定目標値を超過する濃度の水処理に用いた使用済活性炭の適切な取扱いに関して留意すべき点等について整理された。

### 1 使用済活性炭の適切な保管について

使用済活性炭を長期間にわたって野積みし、保管容器の外装が破損したまま放置するなど、不適切な管理が行われた場合、活性炭に吸着したPFOS等が溶出し、環境中への流出による汚染を生じさせるおそれがある。事業場等において使用済活性炭を長期間保管する場合には、屋内で保管する又は雨水等が当たらないよう保管すること、定期的に保管状況を確認することなど、環境中へのPFOS等の流出による汚染を生じさせないように保管すること。

また、廃棄物となった使用済活性炭を保管する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条に規定する処理基準及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条に規定する保管基準に基づき、飛散・流出防止措置を講ずるなど、適切に管理するとともに、以下の2に従って速やかに処理すること。

なお、保管中の使用済活性炭に吸着したPFOS等が溶出し、環境中への流出による汚染を生じさせるおそれがある事案が発生した場合には、関係自治体においてPFOS等の環境中への流出の実態を的確に把握する観点から、保管者は関係自治体に対して情報を共有することが望ましいこと。

### 2 使用済活性炭の適正処理について

使用済活性炭を廃棄物として処理する場合には、排出事業者から廃棄物処理業者に対してPFOS等の含有情報を適切に提供するとともに、廃棄物処理業者においては「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」（令和4年9月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課作成。以下「技術的留意事項」という。）を参考に確実に分解処理すること。

なお、使用済活性炭中のPFOS等の濃度が技術的留意事項に示す管理目標参考値（5 $\mu$ g/kg-dry）以下のものは、技術的留意事項の対象とされていないが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令を遵守の上、適正に処理すること。

### 3 使用済活性炭の再生について

使用済活性炭の再生の委託を検討する場合には、当該使用済活性炭にPFOS等が含まれていることを委託者から受注者である再生事業者に伝え、当該再生事業者において受入可能か確認すること。確認の結果、使用済活性炭の再生を委託する場合には、委託者においても再生事業者において、再生事業者の事業場からの排ガスの大気への放出や排水の公共用水域等への排出による環境中へのPFOS等の流出を防止する取組（以下「汚染防止の取組」という。）が行われていることを確認すること。

汚染防止の取組の例としては、排ガス又は排水中のPFOS等の濃度を測定し、確実に分解処理されているかを確認することが考えられ、技術的留意事項において示している排ガス及び排水の採取・分析方法や管理目標値の考え方を参考とすること。

参考：PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（令和4年9月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）

<https://www.env.go.jp/content/000077696.pdf>

## (6) 水資源開発関係の動向

### 1) 水資源開発関係の動向について（水資源開発基本計画）

水資源開発促進法に基づく水資源開発基本計画（以下「フルプラン」という。）は、国土交通省水管理・国土保全局水資源部が中心となり、指定水系（利根川・荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川）ごとに、水利利用の安定性の確保、既存施設の有効活用等について十分な検討を行い、水需給上の必要性等を評価した上で、経済社会状況の変化等を踏まえて適宜変更が行われてきた。

国土交通大臣は、フルプランを決定（変更を含む。）しようとする際には、利水関係行政機関の長（農林水産大臣、経済産業大臣）や、その他関係行政機関の長に協議し、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴く。その上で、閣議決定がなされることとなっている。

水資源政策に係わる最近の動きとして平成 28 年 12 月に、国土交通大臣から国土審議会長に対し、リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について諮問され、平成 29 年 5 月に答申「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について」が公表された。ここでは、水資源をめぐる課題として、危機的な渇水、大規模地震、大河川の洪水等による大規模自然災害、水資源開発施設等の老朽化に伴う大規模な事故等をあげており、それらへの対応を求めている。

国土交通省は、上述の答申を踏まえ、需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へと、フルプランの抜本的な見直しに着手した。その内容には、以下を含むものとしている。

- ・水供給をめぐるリスクに対応するための計画
- ・水供給の安全度を確保するための計画
- ・既存施設の徹底活用、ハードソフトの一体的推進

これにより、安全で安心できる水を安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来に亘って享受できる社会を目指す。

これまでに、吉野川水系について平成 31 年 4 月に、利根川・荒川水系について令和 3 年 5 月に、淀川水系について令和 4 年 5 月に、筑後川水系について令和 5 年 1 月に、豊川水系について令和 6 年 12 月に 全部変更したところである。

また、全部変更されたフルプランについては、概ね 5 年を目途に計画の達成度について点検を以下の事項について行う。

1. 需給計画の状況
2. 建設事業の進捗状況と効果
3. その他重要事項の達成状況

今後もフルプラン水系におけるリスク管理型の水の安定供給に向けたフルプランの全部変更、見直しが進められるので、ご協力をお願いします。

また、（独）水資源機構は、水道に関わる水資源開発施設（水路施設等）について、大規模地震対策等の改築事業を進めているので、引き続き事業推進にご協力をお願いします。

# 環境省水道水質・衛生管理室の取組

## (1) 水道水質基準

### 1) 水質基準制度の円滑な施行

水質基準等の見直し状況

水道の水質基準については、水道法第4条に基づく「水質基準に関する省令」(平成15年厚生労働省令第101号)により、項目とその基準値が定められている。水質基準については、常に最新の知見に照らして改正していくべきとされており、環境省において水質基準逐次改正検討会を設置して、必要な知見の収集及び調査研究を実施し、継続的に検討を進めている。

令和6年度においては、特に、昨今国民の皆様の関心が高まっている有機フッ素化合物(PFAS)対策について、環境省では、国民の健康リスクの低減が最も重要であることから、飲み水からの摂取を防止することを第一に、水質の目標値等の取扱いについて検討を進めた。

PFOS及びPFOAについては、令和2年4月より水質管理目標設定項目に位置づけられているが、令和6年6月に内閣府食品安全委員会が「有機フッ素化合物(PFAS)に関する食品健康影響評価書」を公表したことを受けて、同年7月に水質基準逐次改正検討会を開催し、目標値等の取扱いについて議論を行った。その後、国土交通省と共同で全国の水道事業者等を対象として実施した「水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査」の結果等を踏まえて更なる検討を進め、令和6年12月の水質基準逐次改正検討会、令和7年2月の中央環境審議会水道水質・衛生管理小委員会において、①PFOS及びPFOAの水質基準への引き上げ、②基準値はPFOS、PFOA合算で50ng/L、③施行日は令和8年4月1日、等の方針案が議論され、おおむね了承された。今春を以て、PFOS及びPFOAについて、検査未実施の水道事業者等と専用水道の設置者においては、早期に検査を実施し、濃度の把握を行っていただくようお願いする。

### 2) 水道水質の向上

耐塩素性病原生物対策の推進

#### ① 対策指針に基づく対策の徹底

クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策については、その汚染のおそれの程度に応じて、ろ過設備又は紫外線処理設備を整備する等の対応措置を講じることとし、平成19年3月に「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年厚生省令第15号、以下「施設基準省令」という。)を改正するとともに、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(以下「対策指針」という。)を定めた。

その後も、科学的知見等を参考に検討を行い、表流水を原水とする水道施設に対しても、ろ過処理を行った上での紫外線処理を適用可能とすること、及び紫外線処理設備が満たすべき要件として「クリプトスポリジウム等を99.9%以上不活化できる設備」に改めることを趣旨に、令和元年5月29日に施設基準省令及び対策指針を改正した。現在、各水道事業者等においてこれらに基づき対策が進められているところである。

平成8年に、我が国で初めて水道水に起因するクリプトスポリジウムによる感染症が埼玉県越生町で発生して以来、水道水中のクリプトスポリジウム等が原因と判明した感染症発生事例は報告されていなかったが、平成22年に千葉県成田市の貯水槽水道が原因とみられるジアルジア症が発生した。また、水道原水からは全国的に検出されているほか、水処理に問題が生じた結果、浄水から検出された事例や貯水槽水道から検出された事例、湧水

の水源池に哺乳動物が侵入したことによる汚染事例も報告されている。

水道事業者等と専用水道の設置者においては、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設の濁度管理の徹底等の措置について遺漏なきようお願いするとともに、水道施設の汚染対策についてもご留意いただきたい。

## ② 汚染のおそれの判断の実施

施設基準省令においては、「原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合」は、浄水施設にろ過設備又は紫外線処理設備等の措置を講じることが義務づけられている。これに該当するか否かは、大腸菌及び嫌気性芽胞菌（以下「指標菌」という。）の検出状況と原水水源の種類によって判断されるため、原水中の指標菌の検査を行わなければ、当該浄水施設は施設基準省令に適合していない可能性を否定できないことに留意されたい。

リスクレベルの判断が行われていない施設数は、令和6年3月末現在、1,019施設（前年度比+1施設）であるが、調査対象施設数の約5%を占めており、特に、簡易水道と専用水道が多くを占めている。また、深井戸からもクリプトスポリジウム等が検出される事例が報告されている。未だ指標菌の検査を実施していない水道事業者等や専用水道の設置者においては、検査機関への委託などにより指標菌の検査を行い、早急にリスクレベルの判断及び必要な措置を講じるようお願いする。

なお、水道原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、水道法第20条第1項の水質検査に準ずることとし、水質検査計画に位置付けることとしている。定期的に水道原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施して水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するようお願いする。

## ③ 施設整備等の推進

令和6年3月末現在、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策の実施状況に関しては、レベル4の4,218施設及びレベル3の3,858施設のうち、対策を検討中の施設はレベル4で403施設（約10%）、レベル3で1,901施設（約49%）であり、合わせて2,304施設であった。レベル4とレベル3全施設に対する対策を検討中の施設の割合（約29%）は前年度と同程度であり、対策が進んでいない。

対策指針に基づき、レベル4の施設においては、ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過設備又はろ過設備の後段への紫外線処理設備の導入の対策を進める必要があり、また、レベル3の施設においては、レベル4の施設と同様の対応又は紫外線処理設備の導入の対策を進める必要がある。クリプトスポリジウム等の対策が未対策の水道事業者及び専用水道の設置者においては、できるだけ早期に対策を進めていただくようお願いする。なお、浄水処理の安全性を一層高めるために、ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過設備と紫外線処理設備を併用してもよい。

なお、施設基準省令では、浄水施設において満足すべき耐塩素性病原生物対策に係る要件の一つとして、「ろ過等の設備であって、耐塩素性病原生物を除去することができるものが設けられていること。」とされており、当該要件を満足すれば、対策指針で必ずしも明確に位置付けられていない浄水技術であっても、クリプトスポリジウム等対策として排除されるものではないことにご留意願いたい。ただし、そのような浄水技術を導入しようとする場合は浄水方法の変更に該当し、水道法の規定に基づく事業変更認可が必要であり、当該認可にあたり、紫外線処理技術等と同様に、実験データ等により当該技術の有効性や施設基準への適合性等について個別に確認する必要がある。

# 企画管理指導室の取組

## (1) 水道経営（水道料金、水道カルテ）

### 1) 水道料金の改定状況について

水道料金の平均は近年わずかに上昇傾向にあり、値上げ事業者数は増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響等により令和2年度は前年度より減少したものの、令和3年度以降は増加傾向に戻っていると見込まれる。令和5年度（令和6年4月1日を含む）に値上げを実施した事業者は85事業者であったのに対し、値下げを実施した事業者は5事業者であり、値上げ事業者数については、過去15年で最も多いという結果であった。なお、値上げを実施した事業者数には、料金体系のみの改定を行った場合も含めている。

値上げ事業者の中でも、前回改定から最長で42年ぶりの改定を行った事業者があった。また、最高の値上げ率は47.8%で、15%以上の値上げをした事業者数は38事業者であった。

令和4年度以降に料金改定を実施した水道事業者における、検討状況の参考事例については、料金改定審議会の資料、議事録、答申書が公表されており、委員の選任、資料の作成、審議の進め方等について、他の水道事業者等の参考になると思われる事例を掲載している。水道事業者等におかれては、是非ご一読いただき、参考にされたい。

### 2) 令和5年7月6日水道課長通知について

令和5年7月6日、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知「水道施設の更新に係る状況を踏まえた計画的な更新及び適正な水道料金の設定等の促進について」が発出された。これは、令和3年度の水道統計（日本水道協会）の発刊に先立ち、同年度の管路更新に係る数値が算出されたことを受けて、水道施設の計画的な更新や耐震化を促進するとともに、水道施設の更新等の原資を確保するための、適切な水道料金の設定について、周知したものである。

水道法第14条第2項第1号においては、水道料金が、「能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。」と定められている。また、水道法第22条の4第2項の規定により水道事業者が事業に係る収支の見通しを作成するよう努めることとされている。

これを踏まえ、水道法施行規則第12条第2号及び第3号において、料金原価の算定方法について、事業に係る長期的な収支の試算を行った場合にあっては、総括原価が当該試算に基づき算定時からおおむね3年後から5年後までの期間（料金算定期間）について算定されたものであり、料金算定期間ごとの適切な時期に見直しを行うものであることと規定されている。

資産維持費を総括原価の基礎に含めるべきことが、水道法施行規則に定められたのは、平成11年であるが、平成30年の水道法改正時に、その定義が明確化された。第12条第1号に定められた資産維持費の定義は、「水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額」である。

通知の別紙1「資産維持費について」では、資産維持費が決算書上ではどのような項目として表示されるか、資産維持費に関して住民や水道事業者の認識はどのような状況と考えられるか、資産維持費と減価償却費や企業債との関係性、資産維持費の計算方法について詳細に示している。

料金の設定の中でも、特に資産維持費について、理解が不足していたり、誤解が生じていることなどが、適切な水道料金の設定への理解が得られにくい原因の一つになっていると考えられる。水道事業者においては、この別紙1及び別紙2なども参考にして、改めて内容を確認いただくとともに、住民の理解促進に努めていただきたい。

通知では、以上のような平成30年の水道法改正の内容の内、適切な資産管理や水道料金の設定等に係る内容

について再度周知した上で、それらに関連した施策についても触れ、通知発出後、いくつかの取組が実際に開始された。まず、大臣認可の水道事業者に対する立入検査において、アセットマネジメントの取組状況や、水道料金及び収支の見通しの作成に関する状況について、従前より確認項目を詳細に設定し、確認が実施された。また、水道事業等の認可の機会を捉えて、アセットマネジメントの取組状況の確認が開始された。

### 3) 水道カルテについて

令和6年能登半島地震では、耐震化未実施であった基幹施設等で被害が生じたことで広範囲かつ長期の断水が発生し、改めて耐震化の遅れと対策の重要性が認識された。また、人口減少等に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新投資の増加により、今後、水道事業の経営状況は一層厳しくなっていくことが見込まれており、耐震化の推進にあたっては経営改善が重要である。

このため、水道事業者等が経営改善と施設の耐震化の緊急性を認識し、早急に対策を検討、実施するきっかけとなるとともに、住民の皆様が地域の水道事業の現状を知り、経営改善と耐震化の必要性を認識いただくツールとなることも期待し、「水道カルテ」を作成した。

「水道カルテ」では、料金回収率と耐震化率等を指標として設定し、現状の確認や、他の水道事業者等との比較を視覚的に可能にした。

その上で、料金回収率と耐震化率等の状況を把握するために、水道事業者等を8つのグループに分類した。具体的には、料金回収率が100%未満の水道事業者等をグループⅠ、100%以上をグループⅡとした。

1,347 の水道事業者等のうち、料金回収率が100%未満で、全ての施設の耐震化率等が全国平均を下回るのが248事業者Ⅰ-3)、料金回収率が100%以上であっても、全ての施設の耐震化率等が全国平均を下回るのが164事業者Ⅱ-3)という結果となった。

国土交通省としては、今年度、水道事業者等が課題解決に向けた取組の方向性を検討する手順等を示すガイドラインの策定や、経営改善、耐震化の推進に向けた技術的支援を実施予定。

# 上下水道企画課の取組

## (1) 上下水道政策の基本的なあり方検討会について

### 1) 概要

令和6年4月の水道行政の移管により、国土交通省において水道・下水道行政を一体として担っている。

水道・下水道は、それぞれの法律の目的にもあるように、清浄にして豊富低廉な水の供給、あるいは下水の適切な排除・処理により、公衆衛生の向上や生活環境の改善、都市の健全な発達、公共用水域の水質保全を図る国民生活にとって必要不可欠なインフラである。

一方で、水道・下水道を取り巻く環境は、人口減少による収入減、職員の減少、老朽化施設の増加、自然災害の激甚化等厳しさを増すとともに、脱炭素、経済・食料安全保障への対応等新たな課題への対応も求められる等その役割は拡大しており、強靱で持続的な上下水道を実現するためには、共通点や相違点を踏まえ、水道・下水道の連携に加え上下水道以外の分野との連携を図りつつ、様々な社会的要請に適切に対応し、進化していく必要がある。

このため、今後の上下水道政策の基本的なあり方について検討を行うことを目的として、学識経験者、地方公共団体、関係団体からなる「上下水道政策の基本的なあり方検討会」を令和6年11月に設置した。

標記検討会は一般公開（傍聴人数に制限があるため、申し込み先着順）しているため、積極的に傍聴されたい。また、検討会資料は、国土交通省 HP でも公表しており、将来の上下水道政策の方向性を議論していることから、今後予定されている中間とりまとめや最終とりまとめの公表後は内容を確認いただきたい。

### 2) 審議事項

2050年の社会経済情勢を見据え、強靱で持続的、また、多様な社会的要請に応える上下水道システムへ進化するための基本的な方向性（基本方針）は如何にあるべきか。

### 3) これまでの経過

令和7年4月24日現在、第3回検討会まで実施。第1回、第2回では2050年の社会の姿と上下水道に関する論点について委員からの意見をいただいた。第3回では、持続可能な事業のために重要な経営基盤の強化に関する議論を行った。2050年の社会経済情勢を見据え、強靱で持続的、また、多様な社会的要請に応える上下水道システムへ進化するための基本的な方向性（基本方針）は如何にあるべきか。

### 4) 今後の予定

令和7年6月を目処に中間とりまとめを行い、令和7年度中に最終とりまとめの予定。

<参考> 上下水道政策の基本的なあり方検討会 HP 公表 URL

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo\\_sewerage\\_tk\\_000914.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000914.html)

## (2) 「水」道場について

地方公共団体をはじめとする下水道関係組織の若手の職員が、他組織の若手職員と交流する場として、平成24年に下水道若手職員によるネットワーク「下水道場」を設立し、令和5年度まで開催。

令和6年度は、水道行政の移管を踏まえ、水道事業に従事する職員も対象に「水(みず)」道場を開催した。

「上下水道一体で考える」をテーマにグループに分かれて議論を行った。

対面・WEB のハイブリットにて計3回開催し、第3回では全 11 グループから議論した内容について発表した。最も優れた発表は、参加者の投票により、6 班の「持続可能な管路更新に資する官民連携の可能性について」が選定され、上下水道審議官賞を受賞した。

過去の開催概要は、国土交通省HPに公表しているため、参考にされたい。令和7年度の「水」道場は、令和7年9月頃に第1回を開催予定としている。

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewera/mizukokudo\\_sewera tk\\_000985.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewera/mizukokudo_sewera tk_000985.html)



### 令和6年度第1回「水」道場集合写真

積極的に研修の場を設け、若手職員等の交流を行うなど、都道府県等が主導する地方版「水」道場の立上げについても御検討いただきたい。

### (3) 災害対策基本法等の一部を改正する法律案について

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、令和7年2月14日に「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」(以下「改正法案」という。)が内閣から国会に提出され、現在審議中。

水道については、令和6年11月21日に令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ(中央防災会議防災対策実行会議)がとりまとめた「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について(報告書)」において、

- ・「復旧支援を行う能力がある公的主体の活用を検討するなど、上下水道一体の支援体制を構築・充実する必要がある。」
- ・「復旧の迅速化の観点から、水道管路の漏水調査を円滑に行うための措置を検討する必要がある。」

とされたこと等を踏まえ、改正法案において、水道法及び日本下水道事業団法の改正案を盛り込んでいる。改正案の主な内容は以下のとおり。

- ・日本下水道事業団法の特例として、日本下水道事業団が、地方公共団体である水道事業者・水道用水供給事業者と協定を締結し、水道施設が災害により損傷した場合に、当該水道施設の復旧工事を行うことを可能とする。
- ・水道事業者が、水道本管の調査・復旧のため必要な場合に、住民等の土地に立ち入り、給水装置の操作(止水栓の閉止)を行うことを可能とする。

改正法案が成立すれば、公布から3ヵ月を超えない範囲で政令で定める日から施行されることとなっている。状況は適時共有させていただくので、水道事業者等におかれては注視をいただきたい。

# 上下水道国際室の取組

## (1) 国際貢献

### 1) 水道分野における国際貢献の背景

国連ミレニアム開発目標（MDGs）では、安全な飲料水を利用できない人口の割合を、1990年を基準として2015年までに半減することが掲げられ、我が国としても、達成に向け取り組んできたところ、同目標は2010年に達成された。今後は、新たに掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）の目標6「2030年までに、すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」の達成に向けて、継続的な支援が求められている。

政府は平成27年2月に政府開発援助（ODA）大綱を見直し、ODAの理念や基本原則等を取りまとめた開発協力大綱を策定した。この中で、重要重点課題の一つとして、低炭素社会の構築及び気候変動の悪影響に対する適応を含む気候変動対策等の地球規模課題に取り組み、開発協力を推進していくことを掲げており、我が国の質の高いインフラの展開先のニーズや資力に合致したプロジェクトを現地パートナーと協創し、現地の人材育成にも関与することの重要性等が示されている。

平成25年に設置された経協インフラ戦略会議においては、インフラシステム輸出による経済成長の実現のため「インフラシステム輸出戦略」が策定され（平成25年5月）、新たなフロンティアとなるインフラ分野として「水道分野」が選定された（平成28年5月）。さらに同戦略を見直し「インフラシステム海外展開戦略2025」（令和2年12月）が策定された。同戦略は令和5年まで毎年追補版が策定されていたが、令和6年12月に「インフラシステム海外展開戦略2030」が策定された。

### 2) 水道分野における国土交通省国際業務の貢献

<日本の水道分野の国際協力の在り方に関する検討>

我が国の水道分野の国際協力・国際貢献活動における、取り組むべき課題や効果的取組の方向性を整理し、提言し、活動の効果を高めることを目的として、2009年度より、産官学の専門家で構成された「水道国際協力検討会」を運営している。国際協力を取り巻く現状や課題を調査・分析し、課題を解決させる国際協力、国際貢献の在り方を議論している。令和6年度は、将来的な下水道整備への発展も意識した水道の国際協力のあり方について、有識者参加の上、計3回の議論を行った。

<開発援助による水道開発>

水道分野において、途上国から日本国政府への優良なODA要請案件を増やして、水道分野のODA案件の安定的継続・拡大を目指し、1984年度から継続して実施。2023年度までの間に118件の要請書を提出し、うち8割以上がODA案件として採択されたほか、ODA案件として「準備調査」に進んだ案件も複数ある。ODAの他、世界銀行やアジア開発銀行の案件として採択された計画もある。

### 3) 水道分野における国際協力

国土交通省では、JICAの技術協力プロジェクトを支援するために、相手国へ派遣する水道専門家の推薦等を実施している。プロジェクトに応じた専門家を毎年数十名程度推薦している。また、令和5年度時点での長期専門家の派遣状況は、以下のとおりである。

地方公共団体等におかれては、引き続き、水道専門家派遣への協力をお願いする。

▼ 令和5年度長期専門家派遣状況（水道事業者等派遣分）

派遣国名	案件名	派遣元	派遣開始日	派遣終了日
ネパール	水衛生プログラムアドバイザー	日本水道協会	20220125	20240824
東ティモール	水道公社事業運営改善プロジェクト	千葉県	20221210	20241209
ケニア	都市給水アドバイザー	日本水道協会	20230423	20250422
フィジー	ナンディ・ラウトカ地区における無収水対策能力向上プロジェクト	日本水道協会	20230526	20250525
ラオス	水道事業運営管理能力向上プロジェクト(MaWaSU 3)	さいたま市	20240214	20260213
ラオス	水道事業運営管理能力向上プロジェクト(MaWaSU 2)	さいたま市	20210508	20231220
ラオス	水道事業運営管理能力向上プロジェクト(MaWaSU 2)	川崎市上下水道局	20201114	20231220

4) 水道産業の国際展開（水ビジネスの推進）

人口増加や経済発展を続ける開発途上国では、今後、水需要の高まりが見込まれており、水ビジネスの成長性が国際的に注目されている。国土交通省では、日本の技術・経験を世界の持続可能な成長のエンジンとして活用し、世界の成長を日本の成長に結実させることを目的とした「水道インフラ輸出拡大に係る調査・検討等一式」を実施している。

この事業では、日本の水道産業の海外展開を支援するため、東南アジア地域等の開発途上国を対象として、平成20年度から、地方公共団体及び民間企業等が参加する現地セミナーや案件発掘のための現地調査を実施し、日本の水道技術や企業をPRするとともに、現地の課題と日本の技術とのマッチングを図っている。令和5年度は、フィリピン、フィジー（初開催）を対象国として実施した。また、海外の水道プロジェクトの形成を支援するため、平成23年度から、日本の水道事業者や水道経験者・水道専門家等と民間企業が共同で調査を行う案件発掘調査を実施している。令和5年度は、フィリピンを対象国として実施した。

これら事業は、今後も継続して実施する予定であり、関心のある地方公共団体及び民間企業等におかれては積極的な参加をお願いする。